

令和2年度  
食料・農業・農村施策

第201回国会（常会）提出



# 目次

## 令和2年度 食料・農業・農村施策

概説	1
1 施策の重点	1
2 財政措置	1
3 立法措置	1
4 税制上の措置	1
5 金融措置	2
<b>I 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策</b>	<b>2</b>
1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組	2
2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策	3
<b>II 食料の安定供給の確保に関する施策</b>	<b>6</b>
1 新たな価値の創出による需要の開拓	6
2 グローバルマーケットの戦略的な開拓	8
3 消費者と食・農とのつながりの深化	11
4 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	12
5 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立	14
6 TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応	16
<b>III 農業の持続的な発展に関する施策</b>	<b>16</b>
1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保	16
2 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍	18
3 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保	19
4 農業経営の安定化に向けた取組の推進	19
5 農業の成長産業化や国土強靱化 <sup>きょうじん</sup> に資する農業生産基盤整備	20
6 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	21
7 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの 促進	26
8 気候変動への対応等環境政策の推進	29
<b>IV 農村の振興に関する施策</b>	<b>31</b>
1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	31
2 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備	34
3 農村を支える新たな動きや活力の創出	38
4 IV 1～3に沿った施策を継続的に進めるための関係府省で連携した 仕組みづくり	39

<b>V</b>	<b>東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策</b>	39
1	東日本大震災からの復旧・復興	39
2	大規模自然災害への備え	42
3	大規模自然災害からの復旧	43
<b>VI</b>	<b>団体に関する施策</b>	43
<b>VII</b>	<b>食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策</b>	43
<b>VIII</b>	<b>新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応</b>	43
<b>IX</b>	<b>食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>	44
1	国民視点や地域の実態に即した施策の展開	44
2	EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進	44
3	効果的かつ効率的な施策の推進体制	44
4	行政のデジタルトランスフォーメーションの推進	44
5	幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進	45
6	SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開	45
7	財政措置の効率的かつ重点的な運用	45

### 1 施策の重点

令和2（2020）年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」を指針として、食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開します。

また、令和元（2019）年12月に、これまでの農政全般にわたる改革に加えて、新たに生産基盤の強化を目的とする政策パッケージとして「農業生産基盤強化プログラム」を取りまとめ、これを「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和元年12月改訂）に新たに位置付けたことを踏まえ、強い農業・農村を構築し、農業者の所得向上を実現するための施策を展開します。

さらに、TPP11、日EU・EPAに続く日米貿易協定により、我が国が新たな国際環境に入ったことを踏まえ、令和元（2019）年12月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、強い農林水産業の構築、経営安定・安定供給の備えに資する施策等を推進します。また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故からの復旧・復興に関係省庁が連携しながら取り組みます。

### 2 財政措置

(1) 令和2（2020）年度農林水産関係予算額は、2兆3,109億円（このほか、臨時・特別の措置1,008億円）を計上しています。本予算は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現していくための施策として措置しています。具体的には、①農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化と高付加価値化、②「ス

マート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり、③担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進、④水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施、⑤食の安全・消費者の信頼確保、⑥農山漁村の活性化、⑦林業の成長産業化と「林業イノベーション」の推進、⑧水産改革の実行による適切な資源管理と水産業の成長産業化、⑨災害からの復旧・復興と防災・減災、国土強靱化<sup>きょうじん</sup>に取り組みます。

(2) 令和2（2020）年度の農林水産関連の財政投融资計画額は、5,268億円を計上しています。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫による借入れ5,200億円となっています。

### 3 立法措置

第201回国会に以下の法律案を提出したところです。

- ・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」（令和元年度中に成立）
- ・「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」
- ・「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」
- ・「種苗法の一部を改正する法律案」

### 4 税制上の措置

施策の総合的な推進を図るため、以下を始めとする税制措置を講じます。

- (1) 「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた認定新規就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産に係る課税標準の特例措置を創設します（固定資産税）。
- (2) 「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の対象業種に農業資材の卸売・小売事業を追加します（所得税・法人税、登録免許税）。
- (3) 農業経営基盤強化準備金制度を1年延長します（所得税・法人税）。

- (4) 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置を3年延長します（石油石炭税）。
- (5) 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置を2年延長します（固定資産税・都市計画税）。

## 5 金融措置

政策と一体となった長期・低利資金等の融通による担い手の育成・確保等の観点から、農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化を図るための支援措置である農業制度金融の充実を図ります。

### (1) 株式会社日本政策金融公庫の融資

- ア 農業の成長産業化に向けて、民間金融機関と連携を強化し、農業者等への円滑な資金供給に取り組みます。
- イ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）については、実質化された「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられたなどの認定農業者を対象に貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じます。

### (2) 民間金融機関の融資

- ア 民間金融機関の更なる農業融資拡大に向けて株式会社日本政策金融公庫との業務連携・協調融資等の取組を強化します。
- イ 認定農業者が借り入れる農業近代化資金については、貸付利率をスーパーL資金の水準と同一にする金利負担軽減措置を実施します。
- ウ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）を低利で融通できるよう、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

### (3) 農業法人への出資

意欲のある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(平成14年法律第52号)に基づき、農業法人

に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

### (4) 農業信用保証保険

農業者等の信用力を補完し、円滑な資金供給が行われるようにするため、農業信用保証保険制度に基づき、都道府県農業信用基金協会による債務保証及び当該保証に対し独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完等を行います。

### (5) 被災農業者等支援対策

- ア 甚大な自然災害により被害を受けた農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初5年間実質無利子化する措置を講じます。
- イ 甚大な自然災害により被害を受けた農業者等の経営の再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するために必要な補助金を交付します。

## 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた施策

### 1 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けた取組

食料自給率・食料自給力の維持向上に向けて、以下の取組を重点的に推進します。

#### (1) 食料消費

##### ア 消費者と食と農とのつながりの深化

食育や国産農産物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承、食品ロスの削減を始めとする環境問題への対応等の施策を個々の国民が日常生活で取り組みやすいよう配慮しながら推進します。また、農泊、農業体験等の取組を通じ、国民が農業・農村を知り、触れる機会を拡大します。

##### イ 食品産業との連携

食をめぐる市場において食の外部化・簡

便化の進展に合わせ、中食・外食における国産農産物の需要拡大を図ります。

平成25（2013）年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化については、その健康有用性も特徴の一つとされていることから、和食の健康有用性に関する科学的エビデンスの蓄積等を進めるとともに、その国内外への情報発信を強化します。

## （2）農業生産

### ア 国内外の需要の変化に対応した生産・供給

（ア）優良品種の開発等による高付加価値化や生産コストの削減を進めるほか、更なる輸出拡大を図るため、諸外国の規制やニーズにも対応できるグローバル産地づくりを進めます。

（イ）地域の生産者が新たなニーズを把握し、消費者が農業・農村に対する理解を深めるため、国や地方公共団体、農業団体等の後押しを通じて、生産者と消費者や事業者との交流、連携、協働等の機会を創出します。

### イ 国内農業の生産基盤の強化

（ア）農業者の経営課題に対し適切にアドバイスする相談体制を整備するとともに、農業の内外からの青年層の新規就農を促進します。

（イ）優良農地を確保するとともに、農業水利施設の適切な保全管理等による農業用水の持続的な活用を推進します。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第12号）により、地域の徹底した話し合いによる「人・農地プラン」の実質化等を進め、農地中間管理機構の取組を更に加速化させます。

さらに、相続未登記農地等についても農地中間管理機構を活用して集積・集約化に向けた取組を進めます。

（ウ）生産コストの低減を図るための省力栽培技術・新品種の導入等や、データを活用した施設園芸への転換等を推進すると

ともに、食品産業事業者との連携等を通じて、需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の構築等を推進します。

## 2 主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

### （1）米

#### ア 需要に応じた米の生産・販売の推進

（ア）需要に応じた生産・販売を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と事前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別、地域別の作付動向（中間的な取組状況）の公表等の環境整備を推進します。

（イ）国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組みます。

（ウ）米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圃<sup>ほ</sup>の解消や作付の連坦<sup>たん</sup>化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進します。

#### イ コメ・コメ加工品の輸出拡大

平成29（2017）年9月に立ち上げた「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、戦略的輸出事業者と輸出基地（産地）のマッチングの推進、輸出を拡大する国・地域における戦略的プロモーション、輸出事業者による海外の需要開拓を支援するとともに、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進します。

### （2）麦

ア 日本麺用、パン・中華麺用等の需要に応じた麦品種の生産拡大を推進します。

イ 経営所得安定対策による支援を行うとと

もに、収量性や加工適性に優れた新品種、単収・品質向上技術等の導入の支援により、小麦、大麦、はだか麦の作付拡大を推進します。

ウ 麦の生産拡大に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備や高性能農業機械の導入等を推進します。

### (3) 大豆

ア 経営所得安定対策や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の補助事業による支援を行うとともに、生産性向上に資する耕うん同時畝立て<sup>うね</sup>播種栽培<sup>はしゅ</sup>等の導入や適正な輪作体系の構築等に取り組みます。

イ 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める大豆の安定生産を支援し、国産大豆の需要拡大を推進します。

ウ 「播種前入札取引<sup>はしゅ</sup>」の適切な運用等により、国産大豆の安定取引を推進します。

### (4) そば

ア 需要に応じた生産拡大を図るとともに、国産そばの需要拡大に向けて、実需者への安定的な供給を図るため、排水対策等の基本技術の徹底、湿害軽減技術の普及等を推進します。

イ 高品質なそばの安定供給に向けた生産体制の強化に必要な乾燥調製施設の整備等を支援します。

ウ 国産そばを取り扱う製粉業者と農業者の連携を推進します。

### (5) かんしょ・ばれいしょ

ア かんしょについては、生産コストの低減や品質の向上を図るため、共同利用施設の整備や省力化のための機械化一貫体系の確立等への取組を支援します。特に、でん粉原料用かんしょについては、生産性の向上を図るため、多収新品種への転換や生分解性マルチの導入等の取組を支援します。

また、「サツマイモ基腐病<sup>もとぐされびょう</sup>」については、土壌消毒、健全な苗の調達等を支援するとともに、研究事業で得られた成果を踏まえつつ、防除技術の確立に向けた取組を

推進します。

さらに、キュアリング（高温多湿条件下に4日程度置くことにより、収穫時の塊茎の傷がコルク層で覆われ貯蔵性が向上する作用）施設の整備や輸出用かんしょ加工品の開発を支援することにより輸出の拡大を目指します。

イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働力の軽減やジャガイモシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設の整備等を推進します。

また、収穫作業の省力化のためのハーベスター上の選別作業の倉庫前集中選別への移行やコントラクター等の育成による作業の外部化への取組を支援します。

さらに、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する新品種への転換を促進します。

ウ 種子用ばれいしょ生産については、罹病率の低減や小粒化への取組を支援するとともに、原原種生産・配布において、計画生産の強化や配布品種数の削減により効率的な生産を目指すとともに原原種の品質向上を図ります。

エ 国内産いもでん粉の加工食品用途等への販路拡大や収益性の向上を図るため、いもでん粉の高品質化に向けた品質管理の高度化等を支援します。

オ 糖価調整制度に基づく交付金により、国内産いもでん粉の安定供給を推進します。

### (6) なたね

ア 良質ななたねの安定供給を図るため、播種前<sup>はしゅ</sup>契約の実施による国産なたねを取り扱う搾油事業者と農業者の連携を推進します。

イ なたねの生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等の支援を推進します。

ウ なたねのダブルロー品種（食用に適さない脂肪酸であるエルシン酸と家畜等に甲状腺障害をもたらすグルコシノレートの含有量がともに低い品種）の普及を推進します。



## (7) 野菜

ア 既存ハウスのリノベーションや、環境制御・作業管理等の技術習得に必要なデータ収集・分析機器の導入等、データを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくり等を支援するとともに、より高度な生産が可能となる低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の導入を支援します。

イ 水田地帯における園芸作物の導入に向けた合意形成や試験栽培、園芸作物の本格生産に向けた機械・施設のリース導入等を支援します。

ウ 複数の産地と協業して、加工・業務用等の新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者による貯蔵・加工等の拠点インフラの整備や生育予測等を活用した安定生産の取組等を支援します。

エ 地域農業者の減少や労働力不足等の生産構造の急速な変化に対応するため、農業者と協業しつつ、①生産安定・効率化機能、②供給調整機能、③実需者ニーズ対応機能の3つの全ての機能を具備又は強化するモデル性の高い生産事業体の育成を支援します。

## (8) 果樹

ア 優良品目・品種への新植・改植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理経費を支援します。

イ 労働生産性の向上を図るため、平坦<sup>たん</sup>で作業性の良い水田等への新植や省力樹形の導入に対する支援を強化するとともに、まとまった面積で省力樹形及び機械作業体系を導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成を支援します。

ウ 省力樹形の導入等に必要となる優良苗木や、国産花粉の安定供給に向けて、育苗ほ場の設置や花粉樹の植栽等を支援します。

## (9) 甘味資源作物

ア てんさいについては、労働力不足に対応するため、省力化や作業の共同化、労働力の外部化<sup>ちよくはん</sup>や直播栽培体系の確立・普及等を推進します。

イ さとうきびについては、自然災害からの回復に向けた取組を支援するとともに、地域ごとの「さとうきび増産計画」に定めた、地力の増進や新品種の導入、機械化一貫体系の確立等特に重要な取組を推進します。

また、分みつ糖工場における「働き方改革」への対応に向けて、工場診断や人員配置の改善の検討、施設整備等労働効率を高める取組を支援します。

ウ 糖価調整制度に基づく交付金により、国内産糖の安定供給を推進します。

## (10) 茶

産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植等による優良品種等への転換や茶園の若返り、有機栽培への転換、玉露やてん茶(抹茶の原料)栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換やてん茶生産のための直接被覆栽培への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理(茶樹の抜根)、荒茶加工施設の整備を推進します。

また、海外ニーズに応じた茶の生産・加工技術や低コスト生産・加工技術の導入、新たな抹茶加工技術の実証や、緑茶生産において使用される主要な農薬について輸出相手国・地域に対し我が国と同等の基準を新たに設定申請する取組を支援します。

## (11) 畜産物

肉用牛については、高品質な牛肉を安定的に供給できる生産体制を構築するため、肉用繁殖雌牛の増頭、受精卵の増産・利用等を推進します。酪農については、都府県における牛舎の空きスペースも活用した地域全体での増頭・増産に加え、性判別技術の活用による乳用後継牛の確保、高品質な生乳の生産による多様な消費者ニーズに対応した牛乳製品<sup>ちゆうじ</sup>の供給等を推進します。

また、労働力負担軽減・省力化に資するロボット、AI、IoT等の先端技術の普及・定着、外部支援組織等の役割分担・連携強化等を図ります。

さらに、中小・家族経営の経営資源の継

承、子牛や国産畜産物の生産・流通の円滑化に向けた家畜市場や食肉処理施設及び生乳の処理・貯蔵施設の再編等の取組を推進します。

## (12) 飼料作物等

輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、不安定な気象に対応したリスク分散の取組等による生産性の高い草地への改良、国産濃厚飼料（子実用とうもろこし等）の増産、ICT等を活用した飼料生産組織の作業の効率化、放牧を活用した肉用牛・酪農基盤強化、飼料用米等の利活用の取組等を推進します。

## II 食料の安定供給の確保に関する施策

### 1 新たな価値の創出による需要の開拓

#### (1) 新たな市場創出に向けた取組

ア 地場産農林水産物等を活用した介護食品の開発を支援します。

また、パンフレットや映像等の教育ツールを用いてスマイルケア食の普及を図ります。

さらに、スマートミール（病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれた食事）の普及等を支援します。

イ 地域の農林水産物・食品において、機能性の科学的エビデンスを得るためのヒト試験、栽培・加工技術等の研究開発を推進します。

また、腸内マイクロバイオーームを始めとする健康情報や食習慣等に関するデータの集積等、健康に資する食生活のビッグデータ収集・活用のための基盤整備を推進します。

#### (2) 需要に応じた新たなバリューチェーンの創出

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融機関等の関係機関で構成

される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等戦略を策定する取組を支援します。

また、6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対するサポート体制を整備するとともに、業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組の推進、農泊と連携した観光消費の促進等に資する新商品開発・販路開拓の取組や加工・販売施設等の整備を支援します。

### (3) 食品産業の競争力の強化

#### ア 食品流通の合理化等

(ア) 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」（平成3年法律第59号）に基づき、食品等流通合理化計画の認定を行うことにより、新たな流通技術を活用してデータの共有・活用や省人化・省力化を図るなど、食品等の流通の合理化を図る取組を支援します。

特に、トラックドライバーを始めとする食品流通に係る人手不足等の問題に対応するため、「農業生産基盤強化プログラム」に基づき、サプライチェーン全体での合理化を推進します。

また、令和2（2020）年6月に改正される「卸売市場法」（昭和46年法律第35号）に基づき、中央卸売市場の認定を行うとともに、施設整備に対する助成や卸売市場に対する指導監督を行います。

さらに、食品等の取引の適正化のため、取引状況に関する調査を行い、その結果に応じて関係事業者に対する指導・助言を実施します。

(イ) 商品先物市場の健全な運営を確保するため、「商品先物取引法」（昭和25年法律第239号）に基づき、商品先物市場の監視及び監督を行うとともに、顧客の保護及び取引の適正化を図るため、同法を迅速かつ適正に執行します。

#### イ 労働力不足への対応

食品産業における労働力不足に対応するため、ロボット・AI・IoT技術の活用実

証や、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会の開催等により、食品産業におけるイノベーションを創出し、食品製造業から中食・外食産業に至る食品産業全体の生産性向上を支援します。

また、食品製造業の就業者の安全を確保するため、労働安全に係る研修等を推進します。

さらに、食品産業の現場で特定技能制度による外国人材を円滑に受け入れるため、試験の実施や外国人が働きやすい環境の整備に取り組みます。

#### ウ 規格・認証の活用

製品の品質や特色、事業者の技術や取組について、説明・証明、信頼の獲得を容易にし、取引の円滑化に資するよう、訴求力の高いJASの制定・活用等を進めるとともに、JASの国内外への普及、JASと調和のとれた国際規格の制定等を推進します。

また、輸出促進に資するよう、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）の承認を受けたJFS（日本発の食品安全管理規格）の国内外での普及を推進します。

### (4) 食品ロス等をはじめとする環境問題への対応

#### ア 食品ロスの削減

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づく基本方針において設定した事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減させる目標の達成に向けて、令和2（2020）年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）に基づく基本方針に則して、事業者、消費者、地方公共団体等と連携した取組を進めます。

また、個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組、新技術を活用した需要予測や未利用食品と購入希望者とのマッチングを図る「フードシェアリング」等の効果的な取組、

食品産業から発生する未利用食品をフードバンクが適切に管理・提供するためのマッチングシステムを実証・構築する取組等を推進します。

さらに、食品ロス削減月間（10月）等の機会を捉えて、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者等の積極的な公表を行います。

加えて、食品流通の川下における食品循環資源の再生利用等を促進するため、下水汚泥との混合利用の取組を支援するとともに、メタン発酵消化液等の肥料利用に関する調査・実証等の取組を通じて、メタン発酵消化液等の地域での有効利用を行うための取組を支援します。

#### イ 食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）に基づく、義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導、食品小売事業者からの定期報告の提出の促進を実施します。

また、プラスチック製買物袋の有料化義務化の円滑な導入等を進めます。

さらに、使用済みペットボトルの100%有効利用に向けた回収体制の構築を推進するなど、農林水産・食品産業で利活用されるプラスチック資源の循環を促進します。

#### ウ 気候変動リスクへの対応

(ア) 関係省庁及び関係団体と協力し、企業がTCFD提言（気候変動の影響に関する情報開示のフレームワークを取りまとめた最終報告書）に沿った情報開示を実施することを推進します。

(イ) 食品産業の持続可能な発展に寄与する地球温暖化防止・省エネルギー等の優れた取組を表彰するとともに、低炭素社会実行計画の進捗状況の点検等を実施します。

## 2 グローバルマーケットの戦略的な開拓

### (1) 農林水産物・食品の輸出促進

#### ア 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

##### (ア) 農産物等輸出促進

- a 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)に基づき、令和2(2020)年4月に輸出促進を担う司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に創設し、輸出促進に関する政府の新たな戦略(基本方針)を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、関係府省間の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図ります。同本部の下で、輸出阻害要因に対応して輸出拡大を図る体制を強化し、放射性物質や動植物検疫に関する輸入規制の撤廃・緩和を始めとした食品安全等の規制等に対する輸出先国との協議の加速化、国際基準や輸出先国の基準の策定プロセスへの戦略的な対応、輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化、輸出手続の迅速化、意欲ある輸出事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、輸出先国の衛生基準や残留基準への対応強化等、貿易交渉による関税撤廃・削減を速やかに輸出拡大につなげるための環境整備を進めます。
- b 東電福島第一原発事故を受けて、諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、関係省庁が協力し、各種資料・データを提供しつつ輸入規制の撤廃・緩和に向けた働き掛けを実施します。
- c 日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国・地域に発信するほか、海外におけるプロモーション活動の実施により、日本産食品等の輸出回復に取り組みます。
- d 我が国の実情に沿った国際基準の速やかな策定及び策定された国際基準の輸出

先国での適切な実施を促進するため、国際機関の活動支援やアジア・太平洋地域の専門家の人材育成等を行います。

- e 輸出先となる事業者等から求められるHACCP(危害要因分析・重要管理点)、GAP(農業生産工程管理)等の認証取得を促進します。

また、国際的な取引にも通用する、HACCPをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みを充実し、その国際標準化に向けた取組を支援します。

さらに、JFS及びASIAGAPの国内外への普及に向けた取組を推進します。

- f 輸出先国・地域における農薬の残留基準に対応するための防除マニュアルについて、普及指導員等を通じて生産現場への普及を進めるとともに、防除マニュアル活用の優良事例を広く公表することにより、輸出に向けた取組の円滑化を図ります。

また、ニーズに応じた専門家を産地に派遣し、輸出先国・地域の残留基準や植物防疫条件を満たす栽培方法、選果等の技術的指導を行うなど、輸出に取り組もうとする産地を支援します。

- g 相手国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を進めるため、輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善等の取組を支援します。
- h 輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設、機器の整備に対して支援します。
- i 加工食品については、食品製造業における輸出拡大に必要な施設・設備の整備、我が国の農林水産物を活用した海外のニーズに応える新商品の開発等により、輸出拡大を図ります。

##### (イ) 輸出検疫

- a 輸出植物解禁協議を迅速化するため、

園地管理等の産地が取り組みやすい検疫措置の調査・実証を進めるとともに、国際基準の策定に向けて、害虫の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立する取組を推進します。

また、畜産物の輸出先国が求める家畜衛生上の要件に対応するため、EBL（牛白血病）等の家畜の伝染性疾病対策を支援するとともに、野生動物を対象としたCSF（豚熱）等の伝染性疾病の検査を行います。

- b 輸出先国の検疫条件に則した防除体系、栽培方法、選果等の技術を確立することや訪日外国人旅行者による携帯品（お土産）の持ち帰りを普及するためのサポート体制を整備するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検査を行うことにより、産地等の輸出への取組を支援します。

## イ 海外への商流構築、プロモーションの促進

(ア) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて官民一体となって「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月策定。以下「輸出力強化戦略」という。）の着実な実行のため、以下の取組を行います。

- a 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）のコミュニティサイトを通じ、農林水産省が輸出の可能性を診断する輸出診断や、輸出に向けた情報の提供、登録者同士の交流イベントの開催等を行います。

また、相手国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を進めるため、輸出事業計画の策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証・改善等の取組を支援します。

- b 水産物、米・米加工品、林産物、花き、青果物、畜産物、茶及び加工食品（菓子）の品目別輸出団体が、オールジャパンで取り組む日本産品の情報発信や販路開拓の取組を支援します。

- c 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による新たな海外市場の開拓・拡大のための戦略的プロモーション等を実施します。

また、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への予算措置を通じて、輸出相談窓口のワンストップ対応、専門家による支援、セミナーの開催、国内外での商談、見本市への出展、様々な国内支援機関が参画する新輸出大国コンソーシアムによる支援等、輸出に取り組む事業者を継続的にかつ一貫して支援します。

(イ) 海外の市場拡大を目指して日本食・食文化の魅力を適切かつ効果的に発信する取組を推進します。

- a 日本食・食文化の海外普及を通じて、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげるため、外国人料理人等に対する日本料理講習会や日本料理コンテストを開催するなど、日本食・食文化の普及活動を担う人材の育成を推進します。

また、日本食・食文化の発信拠点である日本産食材サポーター店については、日本産食材の取扱いの増加を図る取組を推進するなど、輸出拠点としての活用を強化します。

- b 日本人の日本食料理人等が海外展開するために必要な研修の実施や、日本食レストランが海外進出するための取組を支援します。
- c 増大する訪日外国人旅行者を国産農林水産物・食品の需要拡大や農山漁村の活性化につなげていくため、農泊と連携しながら、地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなす取組を「SAVOR JAPAN」として認定し、一体的に海外に発信します。
- d 増大する訪日外国人旅行者の主な観光目的である「食」と滞在中の多様な経験を組み合わせ、「食」の多様な価値を創出するとともに、帰国後もレストランや

越境ECサイトでの購入等を通じて我が国の食を再体験できるような機会を提供することで、輸出拡大につなげていくため、「食かけるプロジェクト」の取組を推進します。

## ウ 食産業の海外展開の促進

### (ア) 海外展開による事業基盤の強化

a 我が国の食文化・食産業の海外展開を促進するため、海外展開における阻害要因の解決を図るとともに、グローバル人材の確保、我が国の規格・認証の普及・浸透に向け、食関連企業及びASEAN各国の大学と連携し、食品加工・流通、分析等に関する教育を行う取組等を推進します。

b 輸出力強化戦略に沿った取組を円滑に進めるために、JETROにおいて、商品トレンドや消費者動向等を踏まえた現場目線の情報提供やその活用ノウハウを通じたサポートを行うとともに、輸出先国バイヤーの発掘・関心喚起等輸出環境整備に引き続き取り組みます。

### (イ) 生産者等の所得向上につながる海外需要の獲得

我が国の技術やノウハウを活用したグローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業（食品産業や農業等）の海外展開等、生産者等の所得向上につながる海外需要の獲得のための取組を、食料安全保障の確立や我が国農業の持続的発展の観点から推進します。このため、令和元（2019）年12月に策定された「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」に基づき、各国・地域の発展段階と主要課題を踏まえた企業支援の取組の重点化、企業コンソーシアムづくりの支援、地方企業の進出促進、輸出と投資の一体的促進、スマート農業技術の海外展開の推進等に取り組みます。

### (ウ) 食品産業における国際標準への戦略的対応

我が国の食品産業事業者の国際的な取引における競争力を確保し、消費者に対してより安全な食品を供給するため、JFSの充実とその国際的普及に向けた取組を官民が連携して推進します。あわせて、事業者におけるHACCP等食品安全に関する知識を有する人材や国際的な基準の策定等の過程に参画できる人材の育成と、我が国におけるこのような取組の海外への積極的な発信等を推進します。

## (2) 知的財産等の保護・活用

ア 品質等の特性が産地と結び付いている我が国の伝統的な農林水産物・食品等を登録・保護する地理的表示（GI）保護制度の円滑な運用を図るとともに、登録申請に係る支援や制度の周知と理解の促進に取り組みます。

また、GIの活用を促すため、全国のGI産地・GI産品を流通関係者や消費者等に紹介する展示会等を開催し、制度の普及・活用を推進します。

さらに、制度の適切な運用を図るため、登録生産者団体等に対する定期検査を行います。

イ 各地域・産品の実情に応じた知的財産の保護・活用を図るため、農林水産省と特許庁が協力しながら、巡回特許庁において、出願者に有益な情報や各制度の普及・啓発を行うとともに、独立行政法人工業所有権情報・研修館が各都道府県に設置する知財総合支援窓口において、特許、商標、営業秘密のほか、地方農政局等と連携してGI及び植物品種の育成者権等の相談に対応します。

ウ 我が国種苗の海外への流出を防止するため、登録品種の海外への持ち出しの制限、登録品種の自家増殖を行う場合における育成者権者の許諾制の導入を内容とする「種苗法の一部を改正する法律案」を第201回国会に提出したところです。

また、海外における品種登録（育成者権

取得)や侵害対策に対して支援するとともに、品種保護に必要となる検査手法・DNA品種識別法の開発等の技術課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進します。

エ 家畜遺伝資源の適正な流通・利用を確保し、知的財産としての価値を保護するため、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律案」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案」を第201回国会に提出したところです。

オ 我が国のGI製品の海外での保護を図るため、国際協定による諸外国とのGIの相互保護を推進するとともに、相互保護を受けた海外での執行の確保を図ります。

また、海外における我が国のGIの使用状況調査の実施、生産者団体によるGIに対する侵害対策等の支援により、海外における知的財産侵害対策の強化を図ります。

カ 知的財産に関する意識を高め、施策を一体的に推進するため、新たな農林水産省知的財産戦略を策定します。

### 3 消費者と食・農とのつながりの深化

#### (1) 食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大

##### ア 国民運動としての食育の推進

(ア)「第3次食育推進基本計画」(平成28年3月策定)等に基づき、関係府省庁が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進します。

(イ)朝ごはんを食べること等、子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進します。

##### イ 地域における食育の推進

郷土料理等地域の食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等、地域で取り組む食育活動を支援します。

##### ウ 学校における食育の推進

家庭や地域との連携を図るとともに、学校給食を活用しつつ、学校における食育の推進を図ります。

##### エ 国産農産物の消費拡大の促進

(ア)食品関連事業者と生産者団体、国が一体となって、食品関連事業者等における国産農産物の利用促進の取組等を後押しするなど、国産農産物の消費拡大に向けた取組を実施します。

(イ)消費者と生産者の結び付きを強化し、我が国の「食」と「農林漁業」についてのすばらしい価値を国内外にアピールする取組を支援します。

(ウ)地域の生産者等と協働し、日本産食材の利用拡大や日本食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を実施します。

(エ)生産者と実需者のマッチング支援を通じて、中食・外食向けの米の安定取引の推進を図ります。

また、米飯学校給食の推進・定着やごはん食推進の普及・啓発に加え、米の消費拡大に資する飲食店情報の提供や、消費拡大に取り組む企業・団体の応援等、業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ!」の充実を図り、米消費が多く見込まれる消費者層や訪日外国人旅行者を含む新たな需要の取り込みを進めます。

(オ)生産者等と中食・外食・加工業者等のマッチング及び新商品開発・プロモーションの支援を通じて、砂糖の需要拡大の推進を図ります。

また、砂糖に関する正しい知識の普及・啓発に加え、砂糖の需要拡大に資するスイーツ店情報の提供や、需要拡大に取り組む企業・団体の応援等、業界による主体的取組を応援する運動「ありが糖運動」の充実を図ります。

(カ)地産地消の中核的施設である農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開

催及び観光需要向けの商品開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、学校給食等の食材として地場産農産物を安定的に生産・供給する体制の構築に向けた取組やメニュー開発等の取組を支援します。

## (2) 和食文化の保護・継承

和食文化を国民全体で保護・継承するため、地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくための体制を各都道府県に構築し、各地域が選定した郷土料理の調査・データベース化及び普及等を行います。

また、子供及びその保護者に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成するとともに、子供たちを対象とした和食文化普及のための取組を通じて和食文化の次世代への継承を図ります。

さらに、味覚が形成される子供のうちに身近・手軽に健康的な「和ごはん」を食べる機会を増やしてもらうため、官民協働の「Let's!和ごはんプロジェクト」の取組を推進します。

## (3) 消費者と生産者の関係強化

家庭での調理機会の減少等、食と農の距離が拡大する一方で、消費者が農業者と直接結び付き農産物取引の事前契約を行う地域支援型農業（CSA）も行われていることから、ECサイトやSNSの活用等により、産地と消費者とが結び付く取組を推進します。

## 4 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

### (1) 科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

食品の安全を確保するため、科学的知見に基づき、国際的な枠組みによるリスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを実施します。

ア 食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、

農畜水産物や加工食品、飼料中の有害化学物質・有害微生物の調査や安全性向上対策の策定に向けた試験研究を実施します。

イ 試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置に関する企画や立案を行い、生産者・食品事業者に普及するとともに、その効果を検証し、必要に応じて見直します。

ウ 情報の受け手を意識して、食品安全に関する施策の情報を発信します。

エ 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入時に残留基準を設定した農薬等や新たに登録等の申請があった農薬等について、食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の設定、見直しを推進します。

オ 食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施します。

カ 食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）確立のための各種取組を促進します。

キ 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約及び共有を図るとともに、食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化します。

ク 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）における食品への意図的な毒物等の混入を防止するため、東京2020大会において飲食提供を行う事業者に対して、食品防御対策について助言を行います。

### ア 生産段階における取組

生産資材（肥料、飼料・飼料添加物、農薬、動物用医薬品）の適正使用を推進するとともに、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害物質等の基準値の設定・見直し、薬剤耐性菌のモニタリングに基づ



くリスク低減措置等を行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保します。

(ア) 肥料については、「肥料取締法の一部を改正する法律」(令和元年法律第62号)の施行に向けて、堆肥と化学肥料の配合を可能とする配合規制の見直し等の新たな制度の周知と具体的な運用ルールの確定を進めます。

(イ) 農薬については、平成30(2018)年に改正された「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の使用や蜜蜂への影響について新たな評価を導入するなど、農薬の安全性に関する審査の充実を図ります。

また、蜜蜂の被害件数及び都道府県による被害軽減対策等を把握するとともに、国内外の知見を収集し、これらに基づき必要な措置を検討します。

(ウ) 飼料・飼料添加物については、輸入飼料の調達先の多様化への対応として、家畜の健康影響や畜産物を摂取した人の健康影響のリスクが高い有害化学物質等の汚染実態データ等を優先的に収集し、有害化学物質等の基準値の設定・見直し等を行い、飼料の安全を確保します。

(エ) 動物用医薬品については、動物用抗菌剤の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの開発を検討するとともに、動物用抗菌剤の予防的な投与を限定的にするよう、獣医師に指導を行います。

また、薬剤耐性菌の全ゲノム解析結果を活用し、伝播経路の解明に取り組みます。

## イ 製造段階における取組

(ア) HACCPに沿った衛生管理が制度化されることを踏まえ、中小規模の食品等事業者が円滑に対応できるよう、HACCPの知識を普及する研修、手引書を用いた取組のモデル的な実証、施設整備に対して「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(平成10年法律第59号)による金融措置等の支援を実施しま

す。

(イ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進します。

(ウ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進します。

(エ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試験等を実施し、安全性の検討を推進します。

(オ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けて検討します。

(カ) 保健機能食品(特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品)を始めとした健康食品について、事業者の安全性の確保の取組を推進するとともに、保健機能食品制度の普及・啓発に取り組みます。

(キ) SRM(特定危険部位)の除去・焼却、BSE(牛海綿状脳症)検査の実施等により、食肉の安全を確保します。

## ウ 輸入に関する取組

輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図ります。

## (2) 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

### ア 食品表示の適正化等

(ア) 食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」(平成25年法律第70号)の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の監視業務を実施するとともに、科学的な分析手法の活用等により、効果的・効率的な監視を実施します。

また、「不当景品類及び不当表示防止法」(昭和37年法律第134号)に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、適切な表示を推進します。

さらに、外食・中食における原料原産地表示については、「外食・中食におけ

る原料原産地情報提供ガイドライン」(平成31年3月策定)に基づく表示の普及を図ります。

- (イ) 輸入品以外の全ての加工食品に対して、原料原産地表示を行うことが義務付けられた新たな原料原産地表示制度については、消費者、事業者等への普及・啓発を行い、理解促進を図ります。
- (ウ) 米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。)により産地情報伝達の徹底を図ります。

#### イ 食品トレーサビリティの普及啓発

- (ア) 食品事故等発生時の原因究明や商品回収等の円滑化に資するため、食品のトレーサビリティに関し、「実践的なマニュアル」の活用及びフードチェーンを通じた具体的な取組モデルの提供等新たな推進方策の策定等により、その普及・啓発に取り組みます。
- (イ) 米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、制度の適正な運用に努めます。
- (ウ) 国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)による制度の適正な実施が確保されるようDNA分析技術を活用した監視等を実施します。

#### ウ 消費者への情報提供等

- (ア) 消費者の「食」に対する信頼向上に向けた食品関係事業者の主体的な活動を促すため、フードチェーンの各段階で事業者間のコミュニケーションを円滑に行い、食品関係事業者の取組を消費者まで伝えていくためのツールの普及等を進めます。
- (イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、特別展示等を開催し、農林水産行政や食生活に関する情報を幅広く提供します。

## 5 食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立

### (1) 不測時に備えた平素からの取組

主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクについて、その影響度合い等を平時から分析し、影響を軽減するための対応策を検討、実施します。

また、実際に不測の事態が生じた場合に食料供給の確保が迅速に図られるよう、平時から、「緊急事態食料安全保障指針」(平成27年10月策定)に即して、主食である米及び小麦の適正な備蓄水準の確保と円滑な活用等の具体的な方策について、事態ごとのシナリオによるシミュレーションを実施し、対応手順の実効性の検証、必要に応じた見直しや更なる充実を行います。

さらに、大規模災害に備えた家庭備蓄の重要性の普及啓発を通じて、食料安全保障に関する理解の醸成を図ります。

### (2) 国際的な食料需給の把握、分析

国内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民に分かりやすく発信します。

また、衛星データを活用し、食料輸出国や発展途上国等における気象や主要農作物の作柄の把握・モニタリングに向けた研究を行います。

### (3) 輸入穀物等の安定的な確保

#### ア 輸入穀物の安定供給の確保

- (ア) 麦の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保します。
- (イ) 政府が輸入する米麦について、残留農薬等の検査を実施します。
- (ウ) 輸入依存度の高い小麦について、港湾スト等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。
- (エ) 輸入依存度の高い飼料穀物について、不測の事態における海外からの供給遅

滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄、災害に強い配合飼料輸送等の検討の取組に対して支援します。

#### イ 国際港湾の機能強化

(ア) ばら積み貨物の安定的かつ安価な輸入を実現するため、大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等による効率的な海上輸送網の形成に向けた取組を推進します。

(イ) 国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進します。

#### ウ 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献するため、農業生物資源ジーンバンクにおいては、収集した遺伝資源を基に、幅広い遺伝変異をカバーした代表的品種群(コアコレクション)の整備を進め、植物・微生物・動物遺伝資源の更なる充実と利用者への提供を促進します。

また、ITPGR(食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約)の枠組みを活用した他国との植物遺伝資源の相互利用や、植物遺伝資源に関するアジア諸国との二国間共同研究等を推進することによって、海外遺伝資源の導入環境を整備します。

### (4) 国際協力の推進

#### ア 世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

G7サミット、G20サミット及びその関連会合、APEC(アジア太平洋経済協力)関連会合、ASEAN+3(日中韓)農林大臣会合、FAO(国際連合食糧農業機関)アジア・太平洋地域総会、OECD(経済協力開発機構)農業委員会等の世界の食料安全保障に係る国際会議に積極的に参画し、持続可能な農業生産の増大、生産性の向上及び多様な農業の共存に向けて国際的

な議論に貢献します。

また、フードバリューチェーンの構築が農産物の付加価値を高め、農家・農村の所得向上と食品ロス削減に寄与し、食料安全保障を向上させる上で重要であることを発信します。

#### イ 飢餓、貧困、栄養不良への対策

(ア) 開発途上国・新興国における栄養不良人口の削減に貢献するため、研究開発、栄養改善のためのセミナーの開催や情報発信等を支援します。

(イ) 飢餓・貧困の削減に向け、米等の生産性向上及び高付加価値化のための研究を支援します。

#### ウ アフリカへの農業協力

TICAD 7(第7回アフリカ開発会議)で発表された「横浜行動計画2019」等の着実な推進に向け、アフリカからの農業協力要請に対応した専門家派遣を強化するほか、ICT技術を活用した農業者の組織化及び共同購入・共同販売等のための農業デジタル化基盤の構築等、対象国のニーズに対応した企業の海外展開を推進します。

#### エ 気候変動や越境性動物疾病等の地球規模の課題への対策

(ア) パリ協定を踏まえた森林減少・劣化抑制、農地土壌における炭素貯留等に関する途上国の能力向上、干ばつ等に適応した生産性向上システムやGHG(温室効果ガス)削減につながる栽培技術の開発等の気候変動対策を推進します。

また、地球温暖化緩和策に資する研究及び越境性病害の我が国への侵入防止に資する研究並びにアジアにおける口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ASF(アフリカ豚熱)等の越境性動物疾病及び薬剤耐性対策等を推進します。

(イ) 東アジア地域(ASEAN10か国、日本、中国及び韓国)における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、近年の気候変動により、頻繁に発生している強大な台風や洪水等、大規模災害等の緊

急時に備えるため、ASEAN + 3 緊急米備蓄 (APTERR) の取組を推進します。

### (5) 動植物防疫措置の強化

ア 世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、ASF等の発生状況、新たな植物病害虫の発生等を踏まえ、国内における家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の発生予防及びまん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施します。

また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防除能力の向上を支援します。

特に、CSFについては、発生予防・まん延防止のため、早期通報や野生動物の侵入防止等、飼養衛生管理基準の遵守徹底に取り組むとともに、円滑なワクチン接種を進めます。また、野生イノシシの対策として、野生イノシシ向け経口ワクチンの散布を実施します。

イ 家畜防疫官・植物防疫官の適切な配置及び動植物検疫探知犬の増頭等検査体制の整備・強化により、円滑で確実な水際対策を講ずるとともに、家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の侵入・まん延防止のための取組を推進します。

ウ 地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医大学の地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床実習、産業動物獣医師を対象とした技術向上のための臨床研修を支援します。

また、産業動物分野における獣医師の中途採用者を確保するための就業支援や女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修等の実施による産業動物獣医師の育成、情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化等を支援します。

## 6 TPP等新たな国際環境への対応、今後の国際交渉への戦略的な対応

「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月

策定)等に基づき、グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を進めます。

また、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTA、日トルコEPA等の経済連携交渉やWTO農業交渉等の農産物貿易交渉において、我が国の農林水産品が慎重に扱うべき事項であることに十分配慮した上で、我が国の農林水産業が、今後とも国の基<sup>もと</sup>として重要な役割を果たしていけるよう、交渉を行うとともに、我が国農産品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指します。

さらに、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定の効果を最大限に活かすために改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化対策や経営安定対策を着実に実施します。

## III 農業の持続的な発展に関する施策

### 1 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

#### (1) 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し

##### ア 担い手への重点的な支援の実施

(ア) 認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制等、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行います。

(イ) その際、既存経営基盤では現状の農地引受けが困難な担い手も現れていることから、地域の農業生産の維持への貢献という観点から、こうした担い手への支援の在り方について検討します。

##### イ 農業経営の法人化の加速と経営基盤の強化

(ア) 経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるよう、都道府県段階に設置した農業経営相談所を通じた経営相談・経営診断や専門家派遣等

の支援等により、農業経営の法人化を促進します。

(イ) 担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進します。

また、地域外の経営体や販売面での異業種との連携等を促進します。

さらに、農業法人等が法人幹部や経営者となる人材を育成するための実践研修への支援等を推進します。

(ウ) 集落営農について、「人・農地プラン」の実質化を通じ、実態を把握した上で、法人化に向けた取組の加速化や地域外からの人材確保、販売面での異業種との連携等に向けた方策について「地域営農支援プロジェクト」を設置し、総合的な議論を開始します。

## ウ 青色申告の推進

農業経営の着実な発展を図るためには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要であることから、農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度、収入保険への加入推進等を通じ、農業者による青色申告を推進します。

## (2) 経営継承や新規就農、人材の育成・確保等

### ア 次世代の担い手への円滑な経営継承

(ア) 次世代の担い手への円滑な経営継承を進めるため、農業経営相談所の専門家による相談対応、継承計画の策定支援等を推進します。

(イ) 園芸施設・畜産関連施設、樹園地等の経営資源について、第三者機関・組織も活用しつつ、再整備・改修等のための支援により、円滑な継承を促進します。

### イ 農業を支える人材の育成のための農業教育の充実

(ア) 将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業高校や農業大学校等の農業教育機関において、先進的な

農業経営者等による出前授業や現場研修、実践的なGAP教育を推進します。

また、民間企業や研究機関等と連携し、スマート農業に関する教育内容の充実を図るとともに、これらに必要な施設・設備の整備を推進します。

(イ) 地域農業のリーダーとして活躍する経営感覚に優れた農業経営者の育成に向けて、農業大学校の専門職大学化等による農業教育機関の高度化を推進します。

(ウ) 国際感覚を持つ農業人材の育成に向けて、国内の農業高校と海外の農業高校の農業分野の交流プログラムを推進するとともに、①将来の営農ビジョンとの関連性が認められる海外研修、②農業法人等の職員を次世代経営者として育成するための海外派遣研修の実施を支援します。

(エ) 就職氷河期世代を始めとした幅広い世代の新規就農希望者に対する農業教育機関での実践的なリカレント教育の実施を支援します。

## ウ 青年層の新規就農と定着促進

(ア) 青年層の農業内外からの新規就農と定着促進のため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修（2年以内）の後押しと就農直後（5年以内）の経営確立に資する資金の交付を行います。

(イ) 初期投資の負担を軽減するため、農業機械等の取得に対する補助や無利子資金の貸付けを行います。

(ウ) 就農準備段階から経営開始後まで、地方公共団体や農業協同組合、農業者、農地中間管理機構、民間企業等の関係機関が連携し一貫して支援する地域の就農受入体制を充実します。

(エ) 労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実等、誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を実施する者を支援することで、農業の「働き方改革」を推進します。

- (オ) ライフスタイルも含めた様々な魅力的な農業の姿や就農に関する情報について、民間企業等とも連携して、WebサイトやSNS、就農イベント等を通じた情報発信を強化します。
- (カ) 自営や法人就農、短期雇用等様々な就農相談等にワンストップで対応できるよう新規就農相談センターの相談員の研修を行い、相談体制を強化します。
- (キ) 農業者の生涯所得の充実の観点から、農業者年金への加入を推進します。

## エ 女性が能力を発揮できる環境整備

- (ア) 女性農業者が、その能力を最大限に発揮し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備するため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進します。

また、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者を育成するため、経営力向上や地域農業の発展のための問題意識を持った女性農業者を対象とした研修等を実施します。

さらに、農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援します。

加えて、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農業者が活動しやすい環境を作るとともに、これらの活動を発信し、若い女性新規就農者の増加につなげます。

- (イ) 平成28（2016）年4月に改正された「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）及び「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが

生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを踏まえ、委員・役員の任命・選出に当たっては、男女共同参画の視点に配慮が行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組を促進します。

## オ 企業の農業参入

企業の農業参入は、特に、担い手が不足している地域においては農地の受皿として期待されていることから、農地中間管理機構を中心としてリース方式による企業の参入を促進します。

## 2 農業現場を支える多様な人材や主体の活躍

### (1) 中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支え

農業現場においては、中小・家族経営等多様な経営体が農業生産を支えている現状と、地域において重要な役割を果たしていることに鑑み、現状の規模にかかわらず、生産基盤の強化に取り組むとともに、品目別対策や多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等と併せて、産業政策と地域政策の両面から支援します。

### (2) 次世代型の農業支援サービスの定着

生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託等様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機等の先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品事業者と連携した収穫作業の代行等の次世代型の農業支援サービスの創出を推進します。

### (3) 多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進

ア 農業経営者が、労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実等、誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりに向けて計画を作成し、従業員と

共有することを推進します。

イ 農繁期等における産地の短期労働力を確保するため、他産業、大学、他地域との連携等による多様な人材とのマッチングと、労働環境整備等の農業の「働き方改革」を一体的に行う産地の取組を支援し、先進的な取組事例の発信・普及を図ります。

ウ こうした取組を進めてもなお不足する人材を確保するため、特定技能制度による農業現場での外国人材の円滑な受入れに向けて、技能試験を実施するとともに、就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援します。

エ 地域人口の急減に直面している地域において、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者を多業（一つの仕事のみに従事するのではなく、複数の仕事に携わる働き方）により支える人材の確保及びその活躍を推進することにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るために、モデルを示しつつ、本制度の周知を図ります。

### 3 担い手等への農地集積・集約化と農地の確保

#### (1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

##### ア 「人・農地プラン」の実質化の推進

各地域の人と農地の問題を解決していくため、地域の農業者と、地方公共団体、農業委員会、農業協同組合、土地改良区といったコーディネーター役を担う組織や農地中間管理機構が一体となって「人・農地プラン」の実質化を推進します。特に、中山間地域等においては中山間地域等直接支払制度で作成する集落協定・集落戦略、果樹産地においては果樹産地構造改革計画等地域農業に関する計画との連携を進めます。

また、地域における話し合いへの女性農業者の参画を促進します。

##### イ 農地中間管理機構のフル稼働

全都道府県に設立された農地中間管理機構の取組を更に加速化させ、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

##### ウ 所有者不明農地への対応の強化

所有者不明農地への対応について、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第23号）に基づき創設した制度の利用を促すほか、民事基本法制の見直しを踏まえて検討を行います。

#### (2) 荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用

ア 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動や、農地中間管理事業による集積・集約化の促進、基盤整備の活用等による荒廃農地の発生防止、解消に努めます。

また、有機農業や放牧・飼料生産等多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みについて、「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置して総合的に検討します。

イ 農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めます。

### 4 農業経営の安定化に向けた取組の推進

#### (1) 収入保険制度や経営所得安定対策等の着実な推進

##### ア 収入保険の普及促進・利用拡大

自然災害や価格下落等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、収入保険の普及促進・利用拡大を図ります。このため、現場ニーズ等を踏まえた改善等を行うとともに、地域において、農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等が連携して推進体制を構築し、加入促進の取組を進めます。

##### イ 経営所得安定対策等の着実な実施

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」（平成18年法律第88号）に基づく畑作物の直接支払

交付金及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、「畜産経営の安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づく肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金（牛・豚マルキン）及び加工原料乳生産者補給金、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金、「野菜生産出荷安定法」（昭和41年法律第103号）に基づく野菜価格安定対策等の措置を安定的に実施します。

**(2) 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討等**

**ア 総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方の検討**

収入保険については、「災害等のリスクに強い農業プロジェクト」を設置し、農業保険以外の制度も含め、収入減少を補填する関連施策全体の検証を行い、農業者のニーズ等を踏まえ、総合的かつ効果的なセーフティネット対策の在り方について検討します。

**イ 手続の電子化、申請データの簡素化等の推進**

農業保険や経営所得安定対策等の類似制度について、申請内容やフローの見直し等の業務改革を実施しつつ、手続の電子化の推進、申請データの簡素化等を進めるとともに、利便性向上・事務負担軽減を図るため、総合的なセーフティネットの窓口体制の改善・集約化を検討します。

**5 農業の成長産業化や国土<sup>きょうじん</sup>強<sup>きょうじん</sup>靱化に資する農業生産基盤整備**

**(1) 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備**

ア 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進します。

イ 高収益作物の導入、さらに、新たな産地形成を促進し、産地収益力を向上させるために、関係部局と連携しつつ、高収益作物

に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進します。

ウ 農業構造や営農形態の変化に対応するため、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備の展開を図るとともに、関係府省と連携し、農業・農村におけるICT利活用に必要な情報通信環境の整備を検討します。

**(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理**

ア 点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。

イ 農業者の減少や高齢化が進む中でも、農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、農業水利施設を更新する際、施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化を推進します。

ウ 施設の点検や機能診断等を省力化・高度化するため、ロボットやAI等の利用に関する研究開発や実証調査を推進します。

**(3) 農業・農村の強<sup>きょうじん</sup>靱化に向けた防災・減災対策**

ア 基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断、耐震対策や豪雨対策等のソフト面とハード面を組み合わせた防災・減災対策を実施します。特に、ため池については、防災重点ため池を中心に、防災・減災対策の一層の推進を図ります。

イ 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。

ウ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号）に基づき、ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めます。

エ 新たに改定した排水の計画基準に基づき、農業水利施設等の排水対策を推進します。



#### (4) 農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良区の体制強化

土地改良区の組合員の減少、ICT水管理等の新技术、管理する土地改良施設の老朽化に対応するため、准組合員制度の導入、土地改良区連合の設立、貸借対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立の促進等、「土地改良法の一部を改正する法律」（平成30年法律第43号）の改正事項の定着を図り、土地改良区の運営基盤の強化を推進します。

### 6 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

#### (1) 肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化

##### ア 生産基盤の強化

(ア) 牛肉・牛乳乳製品等畜産物の国内需要の増加への対応と輸出拡大に向けて、肉用牛については、高品質な牛肉を安定的に供給できる生産体制を構築するため、肉用繁殖雌牛の増頭、受精卵の増産・利用等を推進します。酪農については、都府県酪農の生産基盤の維持・回復と北海道酪農の持続的成長を目指し、酪農経営の持続的展開を図るため、都府県における牛舎の空きスペースも活用した地域全体での増頭・増産に加え、性判別技術の活用による乳用後継牛の確保、高品質な生乳の生産による多様な消費者ニーズに対応した牛乳乳製品の供給を推進します。

(イ) 労働力負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の普及・定着、生産関連情報等のデータに基づく家畜改良や飼養管理技術の高度化、農業者と外部支援組織等の役割分担・連携の強化、GAP、アニマルウェルフェアの普及・定着を図ります。

(ウ) 中小・家族経営の経営資源の継承、子牛や国産畜産物の生産・流通の円滑化に向けた家畜市場や食肉処理施設及び生乳の処理・貯蔵施設の再編等の取組を推進

し、肉用牛・酪農等畜産の生産基盤を強化します。あわせて、米国・EU並みの衛生水準を満たす輸出認定施設の増加を推進します。

(エ) 畜産農家等の経営安定を図るため、以下の施策等を実施します。

##### a 畜種ごとの経営安定対策

(a) 酪農関係では、①加工原料乳に対する加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の交付、②加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填金の交付等の対策

(b) 肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度、②肉用牛肥育対策として、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

(c) 養豚関係では、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する肉豚経営安定交付金（豚マルキン）

(d) 養鶏関係では、鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に補填金を交付するなどの鶏卵生産者経営安定対策事業

##### b 飼料価格安定対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度を適切に運用するとともに、国産濃厚飼料の増産や農場残さ等の未利用資源を飼料として利用する取組等を推進します。

##### イ 生産基盤強化を支える環境整備

(ア) 増頭に伴う家畜排せつ物の土づくりへの活用を促進するため、家畜排せつ物処理施設の機能強化・堆肥のペレット化等を推進します。飼料生産については、草地整備・草地改良、放牧、公共牧場の利用、水田を活用した飼料生産、子実用とうもろこし、エコフィード等の生産・利

用の拡大等、国産飼料の生産・利用を推進します。

(イ) 和牛は、我が国固有の財産であり、家畜遺伝資源の不適正な流通は、我が国の畜産振興に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、家畜遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産としての価値の保護強化に取り組みます。

(ウ) 畜舎等の利用実態を踏まえた安全基準やその執行体制等を検討し、生産コストの低減に資するよう「建築基準法」(昭和25年法律第201号)の適用の対象から除外する特別法案を整備します。

## (2) 新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化

### ア 野菜

(ア) 既存ハウスのリノベーションや、環境制御・作業管理等の技術習得に必要なデータ収集・分析機器の導入等、データを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくり等を支援するとともに、より高度な生産が可能となる低コスト耐候性ハウスや高度環境制御栽培施設等の導入を支援します。

(イ) 水田地帯における園芸作物の導入に向けた合意形成や試験栽培、園芸作物の本格生産に向けた機械・施設のリース導入等を支援します。

(ウ) 複数の産地と協業して、加工・業務用等の新市場が求めるロット・品質での供給を担う拠点事業者による貯蔵・加工等の拠点インフラの整備や生育予測等を活用した安定生産の取組等を支援します。

(エ) 地域農業者の減少や労働力不足等の生産構造の急速な変化に対応するため、農業者と協業しつつ、①生産安定・効率化機能、②供給調整機能、③実需者ニーズ対応機能の3つの全ての機能を具備又は強化するモデル性の高い生産事業体の育成を支援します。

### イ 果樹

(ア) 優良品目・品種への新植・改植及びそ

れに伴う未収益期間における幼木の管理経費を支援します。

(イ) 労働生産性の向上を図るため、平坦で作業性の良い水田等への新植や省力樹形の導入に対する支援を強化するとともに、まとまった面積で省力樹形及び機械作業体系を導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の育成を支援します。

(ウ) 省力樹形の導入等に必要となる優良苗木や、国産花粉の安定供給に向けて、育苗ほ場の設置や花粉樹の植栽等を支援します。

### ウ 花き

(ア) 地域毎に設定した戦略品目について、ニーズの高い品種への転換や省力生産の実証、新たな需要の創出・拡大に向けたプロモーション活動等を支援するとともに、生産性の飛躍的向上が期待される新技術の実証を支援します。

(イ) 輸出等の新市場の獲得に向けた切り花の暑熱対策技術の実証やコールドチェーンの整備、輸出向けの生産拡大に必要な技術導入等を支援します。

### エ 茶、甘味資源作物等の地域特産物

#### (ア) 茶

茶の新需要開拓や高付加価値化に向け、実需者ニーズに即した新たな茶商品の生産・加工技術や機能性成分等の特色を持つ品種の導入、有機栽培への転換、てん茶栽培に適した棚施設を利用した栽培法への転換や直接被覆栽培への転換、新たな抹茶加工技術の実証、残留農薬分析等を支援します。

#### (イ) 砂糖及びでん粉

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号)に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を行います。

(ウ) 薬用作物

薬用作物の産地形成を加速化させるため、地域の取組として、産地と実需者（漢方薬メーカー等）とが連携した栽培技術の確立のための実証ほの設置、省力化のための農業機械の改良及び収穫まで複数年を要する薬用作物の新植を支援します。

また、全国的な取組として、事前相談窓口の設置や技術アドバイザーの派遣等の栽培技術の指導体制の確立に向けた取組を支援します。

(エ) こんにゃくいも等

こんにゃくいも等の特産農産物については、付加価値の創出、新規用途開拓、機械化・省力作業体系の導入等を推進するとともに、新たな需要の創出・拡大を図るため、生産者、実需者等が一体となって取り組む、安定的な生産に向けた体制の整備等を支援します。

(オ) 繭・生糸

蚕糸業の再生と持続的発展を図るため、養蚕・製糸業と絹織物業等が提携して取り組む、輸入品と差別化された高品質な純国産絹製品づくり・ブランド化を推進するとともに、新たな需要の創出・拡大を図るため、生産者、実需者等が一体となって取り組む、安定的な生産に向けた体制の整備等を支援します。

(カ) 葉たばこ

葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本たばこ産業株式会社（JT）が買い入れます。

(キ) いぐさ

輸入品との差別化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、国産畳表の価格下落影響緩和対策の実施、実需者や消費者のニーズを踏まえた、産地の課題を解決するための技術実証等の取組を支援します。

(3) 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

(ア) 需要に応じた米の生産・販売の推進

a 需要に応じた生産・販売を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と事前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別、地域別の作付動向（中間的な取組状況）の公表等の環境整備を推進します。

b 国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた生産・販売を行うため、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組みます。

c 米の生産については、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消や作付の連坦化・団地化、多収品種の導入やスマート農業技術等による省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減等を推進します。

(イ) 戦略作物の生産拡大

食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、麦、大豆、飼料用米等、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

具体的には、地域が作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援します。

(ウ) コメ・コメ加工品の輸出拡大

「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、戦略的輸出事業者と輸出基地（産地）のマッチングの推進、輸出を拡

大する国・地域における戦略的プロモーション、輸出事業者による海外の需要開拓を支援するとともに、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進します。

## イ 麦・大豆

需要が堅調に推移している国産麦・大豆については、「麦・大豆増産プロジェクト」を設置し、湿害、連作障害、規模拡大による労働負担の増加、気象条件の変化等の低単収要因を克服し、実需の求める量・品質・価格の安定を図ります。

### (ア) 麦

- a 日本麺用、パン・中華麺用等の需要に応じた麦品種の生産拡大を推進します。
- b 経営所得安定対策による支援を行うとともに、収量性や加工適性に優れた新品種、単収・品質向上技術等の導入の支援により、小麦、大麦、はだか麦の作付拡大を推進します。
- c 麦の生産拡大に対応するため、乾燥調製施設等の再編整備や高性能農業機械の導入等を推進します。

### (イ) 大豆

- a 経営所得安定対策や強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の補助事業による支援を行うとともに、生産性向上に資する耕うん同時<sup>うね</sup>畝立<sup>はしゅう</sup>て播種栽培等の導入や適正な輪作体系の構築等に取り組みます。
- b 実需者ニーズに対応した新品種や栽培技術の導入により、実需者の求める大豆の安定生産を支援し、国産大豆の需要拡大を推進します。
- c 「播種<sup>はしゅう</sup>前入札取引」の適切な運用等により、国産大豆の安定取引を推進します。

## ウ 高収益作物への転換

野菜や果樹等の高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作

物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進します。

## エ 米粉用米・飼料用米

実需者の求める安定的な供給に応えるため、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大を推進するとともに、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」（平成21年法律第25号）に基づき、米粉用米、飼料用米の利用促進を図るため、米粉用米、飼料用米の生産・利用拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

### (ア) 米粉用米

近年の訪日外国人旅行者の急増等により、グルテンを含まない特性を持つ米粉に注目が集まる状況が見込まれることから、国産米粉の優位性の情報発信等、需要拡大に向けた取組を推進するとともに、輸出の拡大を図るため、ノングルテン米粉のJASの制定を検討します。

### (イ) 飼料用米

地域に応じた省力・多収栽培技術の確立・普及を通じた生産コストの低減やバラ出荷による流通コストの低減に向けた取組を支援します。

また、飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するための付加価値向上等に向けた新たな取組を支援します。

## オ 米・麦・大豆等の流通

「農業競争力強化支援法」等に基づき、農産物流通・加工の合理化を図るため、流通・加工業界の再編に係る取組の支援等を実施します。

また、米・麦・大豆等の物流合理化を進めるため、生産者や関係事業者等と協議を行い、課題を特定し、それらの課題解決に取り組みます。

特に米については、玄米輸送のフレコン利用の推進、精米輸送の商慣行の見直し等

によるホワイト物流運動の推進に取り組みます。

#### (4) 農業生産工程管理の推進と効果的な農業安全対策の展開

##### ア 農業生産工程管理の推進

農産物においては、2030年までにほぼ全ての国内の産地における国際水準のGAPの実施を目指し、令和2（2020）年度中に「GAP共通基盤ガイドライン」（平成22年4月策定）を国際水準に改訂するとともに、改訂した国際水準GAP共通基盤ガイドラインの普及に向けた必要な取組を実施します。

畜産物においては、JGAP家畜・畜産物やGLOBALG.A.P.の認証取得、GAPの認証取得に向けたステップアップを目指す「GAP取得チャレンジシステム」の取組拡大を図ります。

##### イ 農作業等安全対策の展開

(ア) 都道府県段階、市町村段階の関係機関が参画した推進体制を整備するとともに、農業機械作業に係る死亡事故が全体の6割を占めていることを踏まえ、以下の取組を強化します。

a 乗用型トラクターについて、安全フレームやシートベルトの装備や作業機を付けた状態での公道走行に必要な灯火器等の装備の促進

b 乗用型トラクター乗車時におけるシートベルト・ヘルメットの着用の促進

c 農業機械の定期的な点検・整備の励行

(イ) 都道府県、農機メーカーや農機販売店等を通じた事故情報の収集を強化するとともに、その分析を通じた農業機械の安全設計の促進等を図ります。

(ウ) GAPの団体認証取得による農作業事故等産地リスクの低減効果の実証を行うとともに、暑熱対策の実践を通じた熱中症対策の推進、労災保険特別加入団体の設置と農業者の加入促進を図ります。

(エ) 農林水産業・食品産業を横断して、効果的な作業安全対策の検討や普及、関係

者の意識啓発のための取組を実施します。

#### (5) 良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化

ア 「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月策定）及び「農業競争力強化支援法」に基づき、良質で低価格な資材の供給拡大や農産物流通等の合理化に向けて以下の取組等を推進します。

(ア) 肥料のパレット流通体制の構築に向け、パレットの規格や合理的な管理体制の検討を進めます。

(イ) 「農業競争力強化支援法」に基づく支援措置の活用等を通じ、生産性が低い肥料等の製造事業者や小規模で後継者不足が顕在化している卸売・小売事業者、農産物流通等の合理化の実現に資する流通等事業者の再編、寡占化している農業機械製造事業者やスマート農業技術の活用に関する農業機械の利用促進に関する事業者等の参入を促進します。

(ウ) 農業者の資材調達方法の点検等を促すため、資材販売店等における主な銘柄の販売価格の調査結果を公表するとともに、農業資材比較サービス「AGMIRU（アグミル）」の現場での活用を促します。

イ 農産物規格・検査の見直しを検討するため、平成31（2019）年1月より開催している「農産物規格・検査に関する懇談会」において取りまとめた中間論点整理に基づき、告示改正等を進めるとともに、以下の取組等を推進します。

(ア) 農産物検査を効果的に行うため、穀粒判別器を活用した鑑定を推進します。

(イ) 玄米物流の合理化につながる推奨フレコンの設定を行い、その活用を推進します。

(ウ) 着色粒等の規格に関する検討を進めるため、生産・流通・消費の現状に関する調査を行います。

## 7 情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの促進

### (1) スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用の推進

ア スマート農業を実現するため、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の生産現場における実証に取り組み、これまでに開発された先端技術の社会実装を推進します。

イ 生産現場と産学官がスマート農業についての情報交流を行うプラットフォームを創設し、スマート農業技術の実証・導入・普及を推進するとともに、スマート農業技術の導入コスト削減のため、シェアリングやリースによる新たなサービスの創出が進むよう、必要な施策を検討・実施します。

ウ 明確な開発目標の下で現場での実装までを視野に入れた技術開発を進めるとともに、先端技術を活用した高度なロボット農機等による新しい技術体系を創造するための研究開発等を実施します。

また、現場実装に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術の安全性の検証やルールづくりに取り組みます。

エ 関係府省協力の下、大学や民間企業等と連携して、農業データ連携基盤の機能を生産部分だけでなく、加工・流通・消費まで含めたフードチェーン全体に機能拡充するための研究開発に取り組むとともに、農林水産省が保有・収集するデータの実装を進めます。

オ 「スマート農業プロジェクト」を立ち上げ、生産性や収益性の観点からも現場実装が進むよう、必要な施策を検討・実施します。

カ 農業者と連携しデジタル技術の開発・普及に取り組む企業が活躍できる環境整備や、農産物の生産・流通・消費に至る様々なデータの連携による生産技術の改善、農村地域の多様なビジネス創出等を推進します。

### (2) 農業施策の展開におけるデジタル化の推進

ア 農業現場と農林水産省が切れ目なくつながり、行政手続にかかる農業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、法令や補助金等の手続をオンラインでできる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の構築や、これと併せて徹底した行政手続の簡素化の促進を行います。

イ 農業者向けスマートフォンアプリ（MAFFアプリ）を開発し、eMAFFと連動しつつ、個々の農業者の属性・関心に応じた営農・政策情報を提供します。

ウ 農業委員会、地域農業再生協議会、農業共済組合が保有する農地情報について、eMAFF、筆ポリゴン（農地区画情報）等による「デジタル地図」を用いた一元的管理やその効果的な活用方法を検討し、結論が得られたものから実行します。

エ 農業現場における取組を含め、デジタル技術を活用した様々なプロジェクトを取りまとめ、デジタル技術の進展に合わせて随時プロジェクトを追加・修整しながら機動的に実行し、デジタル技術を活用し、自らの能力を存分に発揮して経営展開できる農業者が大宗を担う農業構造への転換を目指します。

### (3) イノベーション創出・技術開発の推進

先端技術のみならず、現場のニーズに即した様々な課題に対応した研究開発を推進していくため、国主導で実施すべき重要な研究分野について、戦略的な研究開発を推進するとともに、異分野のアイデア・技術等を農林水産分野に導入し、革新的な技術・商品サービスを生み出す研究を支援します。

#### ア 研究開発の推進

研究開発を推進するため、重点事項や目標を定める「農林水産研究イノベーション戦略」を策定するとともに、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」や「官民研究開発投資拡大プログラム

(PRISM)」等を活用して研究開発を推進します。

また、Society5.0の実現に向け、産学官と農業の生産現場が一体となって、オープンイノベーションを促進するとともに、人材・知・資金が循環するよう農林水産業分野での更なるイノベーション創出を計画的・戦略的に推進します。

さらに、スマート農業等における研究開発の国際競争力の強化につながるよう、海外における我が国の位置付けを把握しながら、研究成果の海外展開を目指し技術シーズと海外におけるニーズとのマッチングや現地政府機関と連携した取組を推進します。その際、民間企業等の研究成果を確実に利益につなげていくため、知的財産の公開、秘匿、権利化を使い分け、戦略的に海外市場を獲得します。

#### イ 国際農林水産業研究の推進

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおいて、気候変動に伴う食料・水資源問題、越境性家畜伝染病の防疫等地球規模の課題に対応するため、海外研究機関等との積極的なMOU（研究協定覚書）の締結や拠点整備を推進します。

また、海外の農業研究機関や国際農業研究機関の優れた知見や技術を活用し、戦略的に国際共同研究を実施します。

#### ウ 科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進

(ア)「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」(平成27年6月策定)で明確化した取り組むべき調査研究の内容や課題について、その進捗状況の検証・見直しを行うとともに、所管法人、大学、民間企業、関係学会等への情報提供や研究機関との意見交換を行い、研究者の認識や理解の醸成とレギュラトリーサイエンスに属する研究の拡大を促進します。

(イ) 研究開発部局と規制担当部局とが連携

して食品中の危害要因の分析及び低減技術の開発、家畜の伝染性疾病を防除・低減する技術や資材の開発、植物病害虫等侵入及びまん延防止のための検査技術の開発や防除体系の確立等、リスク管理に必要な調査研究を推進します。

(ウ) レギュラトリーサイエンスに属する研究事業の成果を国民に分かりやすい形で公表します。

また、行政施策・措置とその検討・判断に活用された科学的根拠となる研究成果を紹介する機会を設け、レギュラトリーサイエンスへの理解の醸成を推進します。

(エ) 行政施策・措置の検討・判断に当たり、その科学的根拠となる優れた研究成果を挙げた研究者を表彰します。

#### エ 戦略的な研究開発を推進するための環境整備

(ア)「農林水産研究における知的財産に関する方針」(平成28年2月策定)を踏まえ、農林水産業・食品産業に関する研究に取り組む国立研究開発法人や都道府県の公設試験場等における知的財産マネジメントの強化を図るため、知的財産マネジメントに高度な専門的知識を有する専門家による指導・助言を行うとともに、平成30(2018)年度に作成した知的財産マネジメントに関するマニュアルの充実・普及を行います。

(イ) 最先端技術の研究開発及び実用化に向けて、国民への分かりやすい情報発信、意見交換を行い、国民に受け入れられる環境づくりを進めます。特に、ゲノム編集技術等の育種利用は、飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、国民的理解を得ていくことが重要であることから、より理解が深まるような方策を取り入れながらサイエンスコミュニケーション等の取組を強化します。

(ウ) 我が国の「強み」である技術力を活かした新たな品種や技術の開発・普及を進

め、かつ知的財産を総合的に活用することにより、日本各地で品質やブランド力等「強み」のある農畜産物を実需者と連携して生み出すため、「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」（平成25年12月策定）に基づく取組等を推進します。

- a 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、ニーズに対応した新品種の開発等の取組を推進します。

また、実需者等の多様なニーズに対応するため、従来の育種では困難だった収量性や品質等の形質の改良等を短期間で実現するスマート育種システムの開発を推進します。

- b 新品種やICT等の新技術等を活用した「強み」のある産地形成を図るため、実需者、生産者等が連携して新たな産地形成を行う取組を総合的に支援します。

また、実需者等とも連携した新品種・新技術の確立、種苗の機動的な供給体制の整備、農業機械のリース導入、産地基幹施設整備等の取組を支援します。

- c 海外遺伝資源を戦略的に確保するため、締約国として食料・農業植物遺伝資源条約の運営に必要な資金拠出を行うとともに、条約の機能を改善するための議論等に参画するほか、遺伝資源保有国における制度等の調査、遺伝資源の保全の促進、遺伝資源の取得・利用に関する手続・実績の確立とその活用に向けた周知活動等を実施します。

また、二国間共同研究による海外植物遺伝資源の特性情報の解明等を推進することにより、海外植物遺伝資源へのアクセス環境を整備します。

## オ 開発技術の迅速な普及・定着

### (ア) 「橋渡し」機能の強化

- a 「知」の集積と活用場による技術革新

(a) 産学官を結び付ける研究開発プラットフォームづくりのため、産学官連携

協議会において、ポスターセッション、セミナー、ワークショップ等を開催し、技術シーズ・ニーズに関する情報交換、意見交換を行います。

- (b) 研究開発プラットフォームから形成された研究開発コンソーシアムで行われる研究開発を国と民間企業等が、資金を出し合うマッチングファンド方式等により重点的に支援します。

- b 異分野融合研究の強化

工学・医学等異分野の技術を農林水産分野に導入・活用するための共同研究を進めるとともに、これまでの研究成果を社会実装につなげるための講演・セミナーの開催や試作物の展示等を行う機会を設けるなど、研究開発を推進します。

- c 研究開発・普及・生産現場の連携による技術開発・普及

(a) 農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術の実用化に向けて、基礎から実用化段階までの研究開発を切れ目なく推進します。

(b) 研究開発から産業化までを一貫して支援するため、大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援します。

(c) 全国に配置されたコーディネーターが、技術開発ニーズ等を収集するとともに、マッチング支援や商品化・事業化に向けた支援等を行い、研究の企画段階から産学が密接に連携し、早期に成果を実現できるよう支援します。

(d) 農業技術に関する近年の研究成果のうち、生産現場への導入が期待されるものを「最新農業技術・品種」として紹介します。

- (イ) 効果的・効率的な技術・知識の普及指導

国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を持つ普及指導員を設置し、普



及指導員が試験研究機関や民間企業等と連携して農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進します。これに当たって、普及指導員による新技術や新品種の導入等に係る地域の合意形成、新規就農者の支援、地球温暖化及び自然災害への対応等、公的機関が担うべき分野についての取組を強化します。

また、普及指導員に求められる役割を發揮し、農業・農村の課題に的確に対応するため、計画的に研修等を実施し、普及指導員の資質向上を推進します。

## 8 気候変動への対応等環境政策の推進

### (1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進

ア 「農林水産省地球温暖化対策計画」(平成29年3月策定)に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策技術の開発、マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発や省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化を推進します。

イ 農地からのGHGの排出・吸収量の国連への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行います。

ウ 環境保全型農業直接支払制度により、堆肥の施用やカバークロープ等、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に対して支援します。

エ バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進します。

オ 廃棄物系バイオマスの利活用については、平成30(2018)年度から5年間を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」(平成30年6月策定)に基づく施設整備を推進するとともに、市町村等における生ごみのメタン化等の活用方策の導入検討を支援します。

カ 気候変動の緩和に資するため、国際連携の下、各国の水田におけるGHG排出削減

を実現する総合的栽培管理技術及び農産廃棄物を有効活用したGHG排出削減に関する影響評価手法の開発を推進します。

キ 「気候変動適応法」(平成30年法律第50号)に定める「気候変動適応計画」(平成30年11月策定)及び「農林水産省気候変動適応計画」(平成30年11月改定)等に基づき、農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する取組を推進するため、以下の取組を実施します。

(ア) 中長期的な視点に立った我が国の農林水産業に与える気候変動の影響評価や適応技術の開発を行うとともに、各国の研究機関等との連携により気候変動適応技術の開発を推進します。

(イ) 「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組を支援します。

(ウ) 農業者等自らが気候変動に対するリスクマネジメントを行う際の参考となる手引きを作成します。

(エ) 地方公共団体による農林水産分野の地域気候変動適応計画の策定をサポートするため、科学的知見等の情報提供、農林漁業関係者とのコミュニケーション等を支援します。

ク 国連気候変動枠組条約等の地球環境問題に係る国際会議に参画し、農林水産分野における国際的な地球環境問題に対する取組を推進します。

### (2) 生物多様性の保全及び利用

ア 「農林水産省生物多様性戦略」(平成24年2月改定)に基づき、田園地域や里地・里山の保全・管理を推進します。

イ 食料生産が生物多様性に及ぼす影響に鑑み、原材料や資材調達を含めた持続可能な生産・消費の達成に向け「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、グローバルなフードサプライチェーン全体における生物多様性保全の視点を取り込みます。

ウ 企業等による生物多様性保全活動への支

援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引き・パンフレット並びにUNDB-J（国連生物多様性の10年日本委員会）のMy行動宣言の更なる促進につながる農林水産関係アクション（エコツーリズム、森林ボランティア、藻場の再生等）の普及・啓発資料を活用し、農林水産分野における生物多様性保全活動を推進します。

エ 環境保全型農業直接支払制度により、有機農業や冬期湛水<sup>たんすい</sup>管理等、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援します。

オ 遺伝子組換え農作物に関する取組として、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）に基づき、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、生態系への影響の監視等を継続するとともに、未承認の遺伝子組換え農作物の輸入防止を図るため、栽培用種苗を対象に、これまでの輸入時のモニタリング検査に加えて、特定の生産地及び植物種について、輸入者に対し輸入に先立つ届出や検査を義務付ける「生物検査」を実施します。

カ 海外遺伝資源を戦略的に確保するため、締結国として食料・農業植物遺伝資源条約の運営に必要な資金拠出を行うとともに、条約の機能を改善するための議論等に参画するほか、遺伝資源保有国における制度等の調査、遺伝資源の保全の促進、遺伝資源の取得・利用に関する手続き・実績の確立とその活用に向けた周知活動等を実施します。

### （3）有機農業の更なる推進

国際水準の有機農業の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

ア 有機農業指導員の育成や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成やオーガニックビジネス実践拠点づくり等による産地づくりを推進します。

イ 流通・加工・小売事業者等と連携した需

要喚起の取組を支援し、バリューチェーンの構築を進めます。

ウ 耕作放棄地等を活用した農地の確保とともに、有機農業を活かして地域振興につなげている市町村等のネットワークづくりを進めます。

エ 有機食品の輸出を促進するため、有機JAS認証の取得を支援するとともに、諸外国との有機同等性の取得等を推進します。

また、有機JASについて、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行います。

### （4）土づくりの推進

ア 全国的な土づくりを推進するため、都道府県の土壌調査結果の共有を進めるとともに、堆肥等の活用を促進します。

また、収量向上効果を含めた土壌診断データベースの構築に向けて、都道府県とともに、土壌専門家を活用しつつ、農業生産現場における土壌診断の取組と診断結果のデータベース化の取組を推進するとともに、ドローン等を用いた簡便かつ広域的な診断手法や土壌診断の新たな評価軸としての生物性評価手法の検証・評価を推進します。

イ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、ペレット化や化学肥料との配合等による堆肥の高品質化等を推進します。

### （5）農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応

農業分野のプラスチックごみ問題に対応するため、施設園芸及び畜産における廃プラスチック対策の推進、生分解性マルチ導入の推進、プラスチックを使用した被覆肥料の実態調査を行います。

### （6）農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

ア 有機農業を消費者に分かりやすく伝える者を増やす取組を推進します。

イ 気候変動や生物多様性等環境に配慮した生産を後押しするため、購買行動によりこれらの取組を支える持続可能な消費を促進します。

## IV 農村の振興に関する施策

### 1 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

#### (1) 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進

ア 中山間地域等直接支払制度により生産条件を補正しつつ、「中山間地農業ルネッサンス事業」等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援します。

イ 米、野菜及び果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、経営モデルの検討等を行います。

ウ 中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備を推進します。

#### (2) 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保

##### ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

(ア) 業務用需要に対応したBtoBの取組の推進、農泊と連携した観光消費の促進等に資する新商品開発、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組を支援します。

(イ) 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した革新的な産業の創出に向け、農林漁業者等と異業種の事業者との連携による新技術等の研究開発成果の利用を促進するための導入実証や試作品

の製造・評価等の取組を支援します。

(ウ) 農林漁業者と中小企業者が有機的に連携して行う新商品・新サービスの開発や販路開拓等に係る取組を支援します。

(エ) 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の増大を図るため、「農村発イノベーション」(活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組)が進むよう、農村で活動する起業家等が情報交換を通じてビジネスプランの磨き上げが行えるプラットフォームの運営等、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境を整備し、現場の創意工夫を促します。

また、現場発の新たな取組を抽出し、全国で応用できるよう積極的に情報提供します。

(オ) 地域の伝統的農林水産業の価値及び認知度向上につながる世界農業遺産及び日本農業遺産の維持・保全及び新規認定に向けた取組を推進します。

また、歴史的・技術的・社会的価値を有する世界かんがい施設遺産の認知度向上及び新規認定に向けた取組を推進します。

##### イ 農泊の推進

(ア) 農泊の推進による農山漁村の所得向上を実現するため、農泊をビジネスとして実施するための体制整備や、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げるための専門家派遣等の取組、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設等の整備の一体的な支援を行うとともに、日本政府観光局(JNTO)等と連携して国内外へのプロモーションを行います。

(イ) 観光を通じた地域振興を図るため、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞在交流型観光を行うことができる「観光

圏」の整備を促進します。

- (ウ) 農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、子供の農山漁村宿泊体験等を推進するとともに、農山漁村を都市部の住民との交流の場等として活用する取組を支援します。

#### ウ ジビエ利活用の拡大

- (ア) 鳥獣被害防止にも資する、捕獲鳥獣を地域資源として利活用する取組を拡大するため、処理加工施設や移動式解体処理車等の整備、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した捕獲者及び処理加工現場における人材の育成、ペットフード等の多様な用途での利用、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーション等の取組を推進します。
- (イ) 安全・安心なジビエの供給体制を整備するため、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成26年11月策定）の遵守による野生鳥獣肉の安全性確保、国産ジビエ認証制度等の普及を推進するとともに、捕獲から処理加工段階までの情報を関係者が共有できるネットワークの構築に向けた実証を実施します。

#### エ 農福連携の推進

「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月策定）に基づき、障害者雇用等を通じ農業経営を改善・発展しようとする際に必要となる農業生産施設等の整備、農業経営体と障害者就労施設のニーズをマッチングする仕組みや、農業経営体が障害者就労施設に農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みの構築、ワンストップ相談窓口の設置、戦略的プロモーション等を推進します。

また、障害者の農業分野での定着を支援する専門人材である「農福連携技術支援者」の育成のための研修を、農林水産研修所等において実施します。

#### オ 農村への農業関連産業の導入等

- (ア) 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和46年法律第112号）、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号）を活用した農村への産業の立地・導入を促進するため、これらの法律による基本計画等の策定や税制等の支援施策の積極的な活用を推進します。
- (イ) 農村で活動する起業家等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営等、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備等により、現場の創意工夫を促進します。
- (ウ) 農村の多くは地域資源として豊かな森林を有していることから、健康、観光等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進します。

#### (3) 地域経済循環の拡大

##### ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用

- (ア) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興
- a バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」（平成28年9月策定）に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進します。

また、関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築に向けた取組を支援します。

- b バイオマスの効率的な利用システムの構築を進めることとし、以下の取組を実

施します。

- (a) 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の生産拡大に資するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年法律第45号）に基づく事業計画の認定を行い支援します。
  - (b) 家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を推進するため、バイオガスプラントの導入を支援します。
  - (c) 下水道を核とした資源・エネルギーの循環のため、バイオマスである下水汚泥等の利活用を図り、下水汚泥等のエネルギー利用、リン回収・利用等を推進します。
- (イ) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用
- a 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）を積極的に活用し、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組や農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の取組を促進します。
  - b 農山漁村における再生可能エネルギーの導入等に向けた事業計画策定、営農型太陽光発電の電気を農業に活用する取組、小水力等発電施設の整備に係る調査設計及び施設整備等の取組を支援します。
- イ 農畜産物や加工品の地域内消費
- 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、学校給食等の食材として地場産農産物を安定的に生産・供給する体制の構築やメニュー開発等の取組を支援するとともに、農産物直売所の運営体制強化のための検討会の開催及び観光需要向けの商品開発

や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援します。

#### ウ 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

- (ア) 農山漁村の豊富な資源をバイオマス発電や小水力発電等の再生可能エネルギーとして活用し、農林漁業経営の改善や地域への利益還元を進め、農山漁村の活性化に資する取組を推進します。
- (イ) 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政（市町村）が中心となって、地域産業、地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、関係者による協議会の運営、小規模な技術開発等に対する支援を行います。
- (ウ) 農村におけるSDGsの達成に向けた取組事例を普及することにより、環境と調和した活動に取り組む地方公共団体や企業等の連携を強化します。

#### (4) 多様な機能を有する都市農業の推進

新鮮な農産物の供給、農作業体験の場や防災空間の確保等、都市農業が有する多様な機能を発揮するため、都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進します。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する制度が現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進します。

さらに、都市農業の安定的な継続や多様な機能の発揮のため、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地、田園住居地域等の積極的な活用を促進します。

## 2 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

### (1) 地域コミュニティ機能の維持や強化

#### ア 世代を超えた人々による地域のビジョンづくり

中山間地域等直接支払制度の活用により農用地や集落の将来像の明確化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくり等を支援します。その際、計画の策定等に係る地域の事務負担の軽減を進めます。

また、地域で共同した耕作・維持活動に加え、放牧や飼料生産等、少子高齢化・人口減少にも対応した多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みについて、「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置して総合的に検討します。

#### イ 「小さな拠点」の形成の推進

(ア) 生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」の形成に資する地域の活動計画づくりや実証活動を支援します。

また、「小さな拠点」の更なる形成拡大と質的向上を図るため、農産物販売施設、廃校施設等、特定の機能を果たすために設置された施設を多機能化（地域づくり、農業振興、観光、文化、福祉、防犯等）し、地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を検討します。

(イ) 地域の実情を踏まえつつ、小学校区等複数の集落が集まる地域において、生活サービス機能等を集約・確保し、周辺集落とをネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成に向けた取組を推進します。

#### ウ 地域コミュニティ機能の形成のための場づくり

地域コミュニティの形成や交流のための場づくりを推進するため、公民館がNPO法人や企業、農業協同組合等多様な主体と連携して地域の人材の育成・活用や地域活性化を図るための取組を支援します。

### (2) 多面的機能の発揮の促進

農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度）、森林・山村多面的機能発揮対策を推進します。

#### ア 多面的機能支払制度

(ア) 地域共同で行う、農業・農村の有する多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

(イ) 農村地域の高齢化等に伴い集落機能が一層低下する中、広域化や土地改良区との連携による活動組織の体制強化や事務の簡素化・効率化を進めます。

#### イ 中山間地域等直接支払制度

(ア) 条件不利地域において、引き続き農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づく直接支払を実施します。

(イ) 中山間地域等における高齢化や人材不足の深刻化等の課題を踏まえ、今後も安心して営農に取り組めるよう交付金返還措置の見直しとともに、棚田地域における振興活動や集落の地域運営機能の強化等、将来を見据えた活動を支援します。

#### ウ 環境保全型農業直接支払制度

(ア) 化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援します。

(イ) 多くの農業者が交付金の取組を実施できるよう、リビングマルチ等の取組を全国共通取組に追加するとともに、地域特認取組の運用を見直し、都道府県の裁量を拡大するなどの見直しを実施します。

#### エ 森林・山村多面的機能発揮対策

地域住民等が集落周辺の里山林において行う、中山間地域における農地等の維持保全にも資する森林の保全管理活動等を推進します。

### (3) 生活インフラ等の確保

#### ア 住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保

##### (ア) 住居等の生活環境の整備

###### a 住居・宅地等の整備

- (a) 高齢化や人口減少が進行する農村において、住みやすい生活環境を整備するため、農業・生活関連施設の再編・整備を推進します。
  - (b) 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進します。
  - (c) 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進します。
  - (d) 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進します。
  - (e) 令和2（2020）年1月に改正された「地域再生法」（平成17年法律第24号）に基づき、「農地付き空き家」に関する情報提供や取得の円滑化を推進します。
  - (f) 都市計画区域の定めのない町村において、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進します。
- ###### b 污水处理施設の整備
- (a) 地方創生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進します。
  - (b) 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な污水处理施設整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援します。
  - (c) 下水道、農業集落排水施設においては、既存施設について、長寿命化や

老朽化対策を適時・適切に進めるための地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備を支援します。

- (d) 農村における污水处理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携等による施設の再編や、農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を推進します。
- (e) 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を推進します。
- (f) 下水道を含む污水处理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援する下水道広域化推進総合事業や従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」等により、効率的な污水处理施設の整備を推進します。
- (g) 地方部において、より効率的な污水处理施設である浄化槽の整備を推進します。特に、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の同時実現を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、環境配慮型の浄化槽（省エネルギータイプに更なる環境性能を追加した浄化槽）整備や、公的施設に設置されている単独処理浄化槽の集中的な転換を推進します。

##### (イ) 情報通信環境の整備

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備の更なる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間の開放を推進します。

(ウ) 交通の整備

- a 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進します。
- b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進します。
- c 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの強化を推進します。
- d 多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。
- e 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進します。
- f 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進します。
- g 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援します。
- h 食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる「食料品アクセス問題」に対する市町村独自の取組や民間事業者と連携した取組を推進します。

(エ) 教育活動の充実

地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、地方公共団体における学校規模の適正化や小規模校の活性化等に関する更なる検討を促すとともに、各市町村における検討に資する「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の更なる周知、優れた先行事例の普及等による取組モデルの横展開等、活力ある学校づくりに向けたきめ細

やかな取組を推進します。

(オ) 医療・福祉等のサービスの充実

- a 「第7次医療計画」に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進します。
- b 介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進します。

(カ) 安全な生活の確保

- a 山腹崩壊、土石流等の山地災害を防止するための治山施設の整備や、流木被害の軽減・防止を図るための流木捕捉式治山ダムの設置、農地等を飛砂害や風害、潮害から守るなど重要な役割を果たす海岸防災林の整備等を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の保全を図ります。特に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月策定）に基づき、治山施設の設置等の対策を速やかに実施します。
- b 山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区を地図情報として住民に提供するなどのソフト対策を推進します。
- c 高齢者や障害者等の自力避難の困難な者が入居する要配慮者利用施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施します。
- d 激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、国民生活に大きな支障が生じた地域等において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施します。
- e 土砂災害の発生のおそれのある箇所において、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備や警戒避難体制の充実・強化等、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

また、近年、死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対



策を推進します。

f 南海トラフ地震や首都直下地震等による被害の発生及び拡大、経済活動への甚大な影響の発生等に備え、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼすほか、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設の整備を戦略的に推進します。

g 社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害の発生のおそれのある箇所において、土砂災害防止施設を重点的に整備します。

h 土砂災害から人命を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備及び特定開発行為の制限を実施します。

i 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの整備や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図ります。

j 橋梁<sup>きょうりょう</sup>の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進します。

また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進します。

#### イ 定住条件整備のための総合的な支援

(ア) 定住条件が不十分な地域（中山間・離島等）においては、生活面の対応を強化しなければ若い農業者が住み続けられず、こうした地域の主産業である農業を継続できなくなるおそれがあることから、農村地域の医療、交通、買い物等の生活サービスを強化するため、ICTを活用した定住条件の整備のための取組を支援します。

(イ) 中山間地域等において、必要な地域に対して、農業生産基盤の総合的な整備と農村振興に資する施設の整備を一体的に推進し、定住条件を整備します。

(ウ) 水路等への転落防止用の安全施設の整備等の農業水利施設の安全対策を推進します。

#### (4) 鳥獣被害対策等の推進

ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づき、市町村による被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進します。

イ 鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大により、被害が拡大するおそれがあることから、関係省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月策定）及び「ニホンザル被害対策強化の考え方」（平成26年4月策定）に基づき、捕獲等の対策を推進します。

ウ 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払い、緩衝帯の整備を推進します。

エ 東日本大震災や東電福島第一原発事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための侵入防止柵の設置等を推進します。

オ 鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動等を推進します。

カ 鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進するとともに、地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施します。

キ ICT等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の開発・普及を推進します。

### 3 農村を支える新たな動きや活力の創出

#### (1) 地域を支える体制及び人材づくり

##### ア 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

(ア) 地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくりについて検討します。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の集落機能強化加算、集落協定広域化加算により、地域づくり団体の設立や集落協定の広域化等を支援します。

##### イ 地域内の人材の育成及び確保

地域人口の急減に直面している地域において、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の仕組みを活用し、地域内の様々な事業者を多業により支える地域づくり人材の確保及びその活躍を推進することにより、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るために、モデルを示しつつ、本制度の周知を図ります。

##### ウ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

(ア) 農山漁村において、就職氷河期世代を含む潜在的就農希望者を対象に農林水産業の体験研修を行うとともに、地域における様々な社会活動にも参加し、農山漁村への理解を深めてもらうことにより、農山漁村に関心を持つ人材を発掘する取組を支援します。

(イ) 関係人口の拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大を図るための仕組みについて検討を行います。

(ウ) 子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験等を行うための受入環境の整備を行います。

(エ) 居住・就農を含む就労・生活支援等の総合的な情報をワンストップで提供する相談窓口の整備を推進します。

##### エ 多様な人材の活躍による地域課題の解決「農泊」をビジネスとして実施する体制

を整備するため、地域外の人材の活用に対して支援します。

また、民間事業者と連携し、技術を有する企業や志ある若者等の斬新な発想を採り入れた取組や、特色ある農業者や地域課題の把握、対策の検討等を支援する取組等を推進します。

#### (2) 農村の魅力の発信

##### ア 副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示

農村で副業・兼業等の多様なライフスタイルを実現するための支援のあり方について検討します。

##### イ 棚田地域の振興と魅力の発信

棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、地域の創意工夫を活かした取組を、「棚田地域振興法」(令和元年法律第42号)に基づき、関係府省で連携して総合的に支援します。

##### ウ 様々な特色ある地域の魅力の発信

(ア) 「[子どもの水辺]再発見プロジェクト」の推進、水辺整備等により、河川における交流活動の活性化を支援します。

(イ) 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」(平成15年5月策定)に基づき、景観整備・散策路整備等の周辺整備等を推進します。

また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置付けるなど、新たな交流の場の形成を推進します。

(ウ) 「エコツーリズム推進法」(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズム推進全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及・啓発、広報活動等を総合的に実施します。

(エ) 自然観光資源を活用したエコツーリズムを推進するため、エコツーリズム推進全体構想の作成、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域における活動の支援を行います。

(オ) 良好な農村景観の再生・保全を図るた

め、コンクリート水路沿いの植栽等、土地改良施設の改修等を推進します。

(カ) 河川においては、湿地の保全・再生や礫河原の再生等、自然再生事業を推進します。

(キ) 魚類等の生息環境改善等のため、河川等に接続する水路との段差解消により水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを推進します。

(ク) 「景観法」(平成16年法律第110号)に基づく景観農業振興地域整備計画、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)に基づく歴史的風致維持向上計画の制度の活用を通じ、特色ある地域の魅力の発信を推進します。

(ケ) 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理や伝承事業等に対する補助を行います。

(コ) 保存及び活用が特に必要とされる有形の民俗文化財について登録有形民俗文化財に登録するとともに、保存箱等の修理・新調に対する補助を行います。

(サ) 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存及び活用に対して支援します。

(シ) 地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、コンテンツ制作やガイド育成等に対して必要な支援を行います。

(3) 多面的機能に関する国民の理解の促進等  
地域の伝統的農林水産業の継承や地域経済の活性化等につながる世界農業遺産及び日本農業遺産の維持・保全及び新規認定に

向けた取組を推進します。

また、歴史的・技術的・社会的価値を有する世界かんがい施設遺産の認知度向上及び新規認定に向けた取組を推進するほか、国民の認知度向上に向けた取組を実施します。

さらに、農村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信することを通じて、国民への理解の促進・普及等を図るとともに、農業の多面的機能の評価に関する調査、研究等を進めます。

#### 4 IV 1～3に沿った施策を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県や市町村、関係府省や民間とともに、現場に向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みについて、地域振興施策を担う都道府県や市町村等の人材育成等の点も含めて検討を行います。

### V 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応に関する施策

#### 1 東日本大震災からの復旧・復興

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成31年3月改定)に沿った復興に向けた支援として、「農業・農村の復興マスタープラン」(平成29年6月改定)や「避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表」に沿って、農地の大区画化等の取組を推進するとともに、被害が甚大な農地や避難指示区域内の農地の復旧と早期の営農再開に向けた支援を行います。

また、「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)に沿って、関係府省が連携し、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を図ります。

(1) 地震・津波災害からの復旧・復興

ア 農地等の生産基盤の復旧・整備

- (ア) 被災した農地や農業用施設等の着実な復旧を進めます。
- (イ) 地震により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備等を実施します。
- (ウ) 福島県（避難区域を除く）においては、個々の市町村の状況に応じて、災害廃棄物等の処理を進めることが必要であり、災害廃棄物処理代行事業により、市町村への支援を継続します。避難区域については、「対策地域内廃棄物処理計画」（平成25年12月改定）に基づき、国が災害廃棄物等の処理を着実に進めていきます。

イ 経営の継続・再建

- (ア) 東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。
- (イ) 海水が流入した浸水農地であっても、除塩により収穫が可能と見込まれる農地については、現地調査を行い、水稻等の生育状況を踏まえて共済引受を行います。

ウ 東日本大震災農業生産対策交付金による生産手段の回復

震災の影響により低下した被災地の生産力の回復、農畜産物の販売力の回復等に向けた取組を支援するため、都道府県向け交付金を交付します。

エ 再生可能エネルギーの導入

被災地域に存在する再生可能エネルギーを活用し小水力等発電施設の整備に係る調査設計等の取組を支援します。

オ 農山漁村対策

被災産地の復興・創生のため、状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題を対象に先端技術の現地実証を行うとともに、実用化された技術体系の速やかな社会実装を促進します。

カ 東日本大震災復興交付金

- (ア) 被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援します。
- (イ) 震災によって著しい被害を受けた地域において、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設の整備をきめ細かく支援します。
- (ウ) 被災地域における農地・農業用施設や集落道等の整備を推進します。
- (エ) 被災地域の復旧・復興のため、生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援します。

(2) 原子力災害からの復旧・復興

ア 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

- (ア) 食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行います。
- (イ) 都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請します。

また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与・導入等を行います。

さらに、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表します。

- (ウ) 消費者の安全・安心を一層確保するため、独立行政法人国民生活センターと共同して、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援します。

イ 稲の作付再開に向けた支援

令和2（2020）年産稲の作付制限区域及び農地保全・試験栽培区域における稲の試験栽培、作付再開準備区域における実証栽培等の取組を支援します。

## ウ 放射性物質の吸収抑制対策

放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援します。

## エ 農業系副産物循環利用体制の再生・確立

放射性物質の影響から、利用可能であるにもかかわらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援します。

## オ 避難区域等の営農再開支援

(ア) 避難区域等において、除染終了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付・飼養実証、避難先からすぐに帰還できない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稻の作付再開、新たな農業への転換及び農業用機械・施設、家畜等の導入を支援します。

(イ) 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが、農業者を個別に訪問して、要望調査や支援策の説明を行います。

(ウ) 原子力被災12市町村に対し、福島県や農業協同組合と連携して人的支援を行い、営農再開を加速化します。

## カ 農産物等輸出回復

諸外国・地域において日本産食品に対する輸入規制が行われていることから、関係省庁が協力し、各種資料・データを提供しつつ輸入規制の撤廃・緩和に向けた働き掛けを実施します。

## キ 福島県産農産物等の風評の払拭

福島県の農業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援します。

## ク 農産物等消費拡大推進

被災地及び周辺地域で生産された農林水産物及びそれらを活用した食品の消費の拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組を情報発信するとともに、被災地産食品の販売促進等、官民の連携による取組を推進します。

## ケ 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握します。

## コ 放射性物質対策技術の開発

東電福島第一原発事故の影響を受けた被災地の復興のため、放射性セシウム吸収抑制対策としてのカリウム施肥の適正化、除染作業に伴い低下した農地の生産力の回復、農地の省力的維持管理のための技術開発等を行います。

## サ ため池等の放射性物質のモニタリング調査、ため池等の放射性物質対策

ため池等における水質・底質の放射性物質の経年変化等を把握するため、放射性物質のモニタリング調査等を行います。

また、市町村等がため池の放射性物質対策を効果的・効率的に実施できるよう技術的助言等を行います。

## シ 東電福島第一原発事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

東電福島第一原発事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力ホールディングス株式会社から適切かつ速やかな賠償が行われるよう、関係省庁、東京電力ホールディングス株式会社等との連絡を密にし、必要な情報提供や働き掛けを実施します。

## ス 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション

食品中の放射性物質に関する消費者の理解を深めるため、関係府省、各地方公共団体及び消費者団体等が連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進します。

## セ 福島再生加速化交付金

(ア) 農地・農業用施設の整備や農業水利施設の保全管理、ため池の放射性物質対策等を支援します。

(イ) 生産施設、地域間交流拠点施設等の整

備を支援します。

- (ウ) 地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備を支援します。
- (エ) 被災市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与等することにより、被災農業者の農業経営の再開を支援します。
- (オ) 木質バイオマスや小水力等再生可能エネルギー供給施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

## 2 大規模自然災害への備え

### (1) 災害に備える農業経営の取組の全国展開等

- ア 自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、BCPの普及等、災害に備える農業経営に向けた取組を全国展開します。
- イ 地域において、農業共済組合や農業協同組合等の関係団体等による推進体制を構築し、作物ごとの災害対策に係る農業者向けの研修やリスクマネジメントの取組事例の普及、農業高校、農業大学校等における就農前の啓発の取組等を推進します。
- ウ 卸売市場における電源確保対策や業務継続のための施設整備等を推進します。
- エ 基幹的な畜産関係施設等における電源確保対策を推進します。

### (2) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立・普及

地球温暖化に対応する品種・技術を活用し、「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって先進的・モデル的な実証や事業者のマッチング等に取り組む産地を支援します。

### (3) 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

- ア 基幹的な農業水利施設やため池等の耐震診断、耐震対策や豪雨対策等のソフト面と

ハード面を組み合わせた防災・減災対策を実施します。特に、ため池については、防災重点ため池を中心に、防災・減災対策の一層の推進を図ります。

- イ 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施します。
- ウ 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めます。
- エ 新たに改定した排水の計画基準に基づき、農業水利施設等の排水対策を推進します。

### (4) 初動対応をはじめとした災害対応体制の強化

- ア 災害対応体制の強化のため、地方農政局等と農林水産本省との連携体制の構築を促進するとともに、地方農政局等の体制を強化します。
- イ 地方公共団体における災害対応職員の不足に対応するため、国からの派遣人員(MAFF-SAT)の充実等、国の応援体制の充実を図ります。
- ウ 被災地のニーズの変化を的確に捉え、被災者に寄り添った丁寧な対応を行うため、被災者支援のフォローアップ体制の充実を図ります。

### (5) 不測時における食料安定供給のための備えの強化

- ア 食料のサプライチェーンの機能を維持するため、食品産業事業者によるBCPの策定や事業者、地方公共団体等の連携・協力体制を構築します。  
また、卸売市場における電源確保対策や業務継続のための施設整備等を促進します。
- イ 米の備蓄運営について、米の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するため、100万t程度(令和2年6月末時点)の備蓄保有を行います。
- ウ 輸入依存度の高い小麦について、大規模自然災害の発生時にも安定供給を確保する

ため、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成します。

エ 輸入依存度の高い飼料穀物について、不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に備え、配合飼料メーカー等がBCPに基づいて実施する飼料穀物の備蓄、災害に強い配合飼料輸送等の検討の取組に対して支援します。

オ 食品の家庭備蓄の定着に向けて、企業、地方公共団体や教育機関と連携しつつ、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性や、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等への配慮の必要性に関する普及啓発を行います。

### 3 大規模自然災害からの復旧

- (1) 被災した地方公共団体等へMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援します。
- (2) 地震や豪雨等の自然災害により被災した農業者の早期の営農再開を図るため、図面の簡素化等、災害査定効率化を進めるとともに、査定前着工制度の活用を促進し、被災した農地、農業用施設等の早期復旧を支援します。

## VI 団体に関する施策

### ア 農業協同組合系統組織

平成28（2016）年4月に改正された「農業協同組合法」に基づき、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくための取組を促進します。

### イ 農業委員会系統組織

平成28（2016）年4月に改正された「農業委員会等に関する法律」に基づく取組状況を定期的に点検し、制度を円滑に実施します。「人・農地プラン」の実質化に向けた積極的な取組を推進し、農地利用最

適化推進委員による現場活動等を通じて、担い手への農地集積等農地利用の最適化を一層促進します。

### ウ 農業共済団体

農業協同組合等の関係団体等と連携した推進体制を構築し、農業保険を推進します。

また、農業保険を普及する職員の能力強化、全国における1県1組合化の実現、農業被害の防止に係る情報・サービスの農業者への提供及び広域被害等の発生時における円滑な保険事務等の実施体制の構築を推進します。

### エ 土地改良区

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な合併や土地改良区連合の設立に対する支援等を行います。

また、「土地改良法の一部を改正する法律」（平成30年法律第43号）に基づき、土地改良区の業務運営の適正化を図る取組を推進します。

## VII 食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

我が国の食と環境を支える農業・農村への国民理解の醸成に向けて、「SDGs・食料消費プロジェクト」において、継続的かつ効果的な取組を推進するとともに、品目ごとの消費拡大に向けた取組状況を検証するなど、必要な措置を講じます。

## VIII 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

令和2（2020）年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、農林漁業者、外食事業者、食品流通事業者の事業継続のための資金繰り支援に加え、労働力確保のための支援や農林水産業の経営不安に対処する支援、生産・供給体制

を維持するための販売促進等の取組の支援、飲食業を対象とする官民一体型の需要喚起キャンペーン、輸出力の維持・強化に向けたプロモーション、施設整備等への支援等の施策を実施するとともに、各地域での状況の推移を見つつ、機動的に対応します。

## IX 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 国民視点や地域の実態に即した施策の展開

- (1) 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施します。
- (2) 農林水産省Webサイト等の媒体による意見募集を実施します。
- (3) 農林水産省本省の意図・考え方等を地方機関に浸透させるとともに、地方機関が把握している現場の状況を適時に本省に吸い上げ施策立案等に反映させるため、必要に応じて地方農政局長等会議を開催します。

### 2 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

- (1) 施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、合理的根拠に基づく施策の立案（EBPM）を推進します。
- (2) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、主要な施策について達成すべき目標を設定し、定期的の実績を測定すること等により評価を行い、結果を施策の改善等に反映します。行政事業レビューの取組により、事業等について実態把握及び点検を実施し、結果を予算要求等に反映します。

また、政策評価書やレビューシート等については、農林水産省Webサイトで公表します。

- (3) 施策の企画・立案段階から決定に至るまでの検討過程において、施策を科学的・客

観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにします。

- (4) 農政の推進に不可欠な情報インフラを整備し、的確に統計データを提供します。

ア 農家等の経営状況や作物の生産に関する実態を的確に把握するため、農業経営統計調査、作物統計調査等を実施します。

イ 統計調査の基礎となる筆ポリゴンを活用し各種農林水産統計調査を効率的に実施するとともに、オープンデータとして提供している筆ポリゴンについて、利用者の利便性向上に向けた取組を実施します。

ウ 6次産業化に向けた取組状況を的確に把握するため、農業経営体等を対象とした調査を実施します。

エ 「2020年農林業センサス」において農林業経営体調査の取りまとめ及び農山村地域調査の実査・取りまとめを行い、その概要について公表します。

オ 専門調査員の導入による調査の外部化を推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保します。

また、市場化テスト（包括的民間委託）を導入した統計調査を実施します。

### 3 効果的かつ効率的な施策の推進体制

- (1) 地方農政局等の各都道府県拠点を通じて、地方公共団体や関係団体等と連携強化を図り、各地域の課題やニーズを捉えた的確な農林水産施策の推進を実施します。
- (2) SNS等のデジタル媒体を始めとする複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進します。

### 4 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進

農業のデジタルトランスフォーメーション（農業DX）を実現するため、以下の取組を通じて、農業政策や行政手続等の事務についてもデジタルトランスフォーメーションを推進します。

- (1) eMAFFの構築と併せた法令に基づく手



続や補助金・交付金の手続における添付書類や申請パターン等の抜本見直し、デジタル技術の積極活用による業務の抜本見直し、行政関係データの連携等を促進します。

- (2) データサイエンスを推進する職員の養成・確保等職員の能力向上を図るとともに、得られたデータを活用したEBPMや政策評価を積極的に実施します。

## 5 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料自給率の向上に向けた取組を始め、政府一体となって実効性のある施策を推進します。

## 6 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開

「農林水産省環境政策の基本方針」（令和2年3月策定）を踏まえ、①環境負荷低減への取組と、環境も経済も向上させる環境創造型産業への進化、②生産から廃棄までのサプライチェーンを通じた取組と、これを支える政策のグリーン化及び研究開発の推進、③事業者としての農林水産省の環境負荷低減の取組と自己改革に配慮しつつ施策を実施します。

## 7 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、新たな農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用します。